

特別秘密の保護に関する法律案

【逐条解説】

内閣官房

目次

第1章 総則	
第1条 (目的)	01
第2条 (定義)	04
第2章 特別秘密の指定等	
第3条 (特別秘密の指定)	10
第4条 (指定の有効期間及び解除)	16
第3章 特別秘密の取扱い	
第5条 (他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合)	19
第6条 (特別秘密の取扱者等)	22
第4章 適性評価等	
第7条 (行政機関の職員に係る適性評価)	27
第8条 (適性評価の実施中に適性を有すると仮に認めることができる場合)	38
第9条 (都道府県警察の職員に係る適性評価)	40
第10条 (契約業者の役職員等に係る適性評価)	41
第11条 (適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限)	42
第12条 (不利益取扱いの禁止)	43
第13条 (確認措置の実施についての準用)	46
第5章 雑則	
第14条 (その他の保護措置)	47
第15条 (政令への委任)	48
第16条 (この法律の解釈適用)	49
第6章 罰則	
第17条 (特別秘密の漏えい罪)	50
第18条 (特別秘密の取得罪)	56
第19条 (共謀・教唆・煽動)	63
第20条 (自首減免)	66
第21条 (国外犯処罰)	67
附則	
第1条 (施行期日)	68
第2条 (自衛隊法の一部改正)	69
第3条 (防衛秘密に関する経過措置)	70

第4条（罰則に関する経過措置）	71
第5条（政令への委任）	72
第6条（内閣法の一部改正）	73
別表（第3条関係）	
別表	75
第1号（防衛に関する事項）	76
第2号（外交に関する事項）	85
第3号（公共の安全と秩序の維持に関する事項）	89

第1条（目的）

1 趣旨

- (1) 本条は、本法の達成しようとする目的の理解を容易にし、本法中の各規定の解釈にも役立つため、本法の立法目的を明らかにするものである。
- (2) 本条において、本法の窮極の目的が「国及び国民の安全」の確保に資することにある旨が明らかにされているが、ここでいう「国」とは、国を構成する国土及び国民に加え、それらにより成り立っている国民生活、国民経済等も含むものであり、「国民」をも含む概念である。この点、現行法上、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）（以下「武力攻撃事態対処法」という。）が国民の安全の確保を重視して「国及び国民の安全の確保に資することを目的とする」（同法第1条）と規定しており（武力攻撃事態対処法立法当時の逐条解説）、本法も国民の安全の確保を重視する観点から、あえて「国民」を明示して規定することとした。

このように、「国及び国民の安全」は「国の安全」と同義であり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「情報公開法」という。）第5条第1項第3号の「国の安全」と同様、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が平和な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう（総務省行政管理局「情報公開法 逐条解説」I-28頁）。

2 内容

- (1) 「国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴いその漏えいの危険性が増大している中で、政府が国及び国民の安全の確保に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み」
本法制定に至る状況認識及び動機を明らかにするものである。具体的には、情報をめぐる現在の状況として
 - ・ 「国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大する」
 - ・ 「高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴いその漏えいの危険性が増大している」
 の2点を掲げた上で、そのような状況の中で
 - ・ 「政府が国及び国民の安全の確保に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿

することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要である」

として、本法制定の動機を明らかにするものである。各要素の具体的内容は以下のとおりである。

ア 「国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大する」

我が国を取り巻く国際社会は、東西冷戦期のような二大大国の下での二極化構造から、新興国の台頭による多極化構造へと変容してきており、同時に、複雑で多様な地域紛争、大量破壊兵器の拡散、国際テロ等、我が国の安全を脅かす国際的要素が多様化している。これに伴い、我が国の安全を守るための国際的協力の枠組みもより複雑化している。

このように複雑化する国際情勢の下では、我が国及び日本国民の安全を脅かす国際的要素についての情報を収集・整理・活用するとともに、国及び国民の安全を守るための情報について敵対国等に漏えいすることのないようその秘匿を図りつつ同盟国等と共有するなど、国及び国民の安全の確保に係る情報の利用が重要な意義を持つこととなる。

イ 「高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴いその漏えいの危険性が増大している」

外国情報機関等への情報漏えいの脅威に加え、高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴い、インターネット上への情報漏えいの脅威や標的型サイバー攻撃の脅威といった新たな脅威が発生している。

すなわち、平成22年11月の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案は、近年のインターネットの普及によりパソコンを操作するだけで公開したい情報を広く発信できるようになった中で情報漏えいの物理的・心理的ハードルが相当程度下がったことを示しており、加えて、ウィキリークスのような内部情報公開サイトがインターネット上への情報漏えいの脅威を増幅している。その上、インターネット上への情報漏えいは、一度に大量の情報が極めて短期間に拡散し、しかも回収することが不可能であることから、漏えい時の被害は極めて甚大であって、対策が急務である。

また、標的型サイバー攻撃は、攻撃対象に気付かれることなく機密情報を窃取し、その後にその痕跡を消去することもある極めて巧妙かつ悪質な行為であり、平成23年8月の三菱重工業に対するコンピュータ・ウイルスを用いた攻撃等、防衛産業や政府機関等に対する標的型サイバー攻撃が多数発覚している現状に鑑みると、その対応は官民挙げての喫緊の課題になっている。

これらの新たな脅威の発生により、国及び国民の安全の確保に係る情報についても漏えいの危険性が増大している。

ウ 「政府が国及び国民の安全の確保に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿する

ことが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要である」

国及び国民の安全の確保に関する責務のうち、その最たるものが外部からの武力攻撃を実力をもって排除する防衛であることは論を待たない。加えて、外部からの武力攻撃を未然に防ぐための外交上の取組も極めて重要である。さらに、9.11同時多発テロで明らかになったように、いわゆるテロリズムも国及び国民の安全を脅かす存在であり、テロリズムを防止するための治安機関の取組もまた重要となっている。

情報の重要性とともにその漏えいの危険性が増大する中で、政府が防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持といった国及び国民の安全の確保に関する責務を果たすためには、これらに関する情報のうち特に秘匿することが必要であるもの（その具体的意義については第3条第1項の解説を参照。）を政府が確実に利用できるようにする必要がある。そして、そのためには、まずはこのような重要な情報を適確に保護する体制を確立することにより政府部内や同盟国等との間との相互信頼を確保した上で、情報の収集・整理・活用を行うことが重要であると考えられる。

なお、「収集し、整理し、及び活用すること」に「等」を付しているのは、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する重要な情報の中には、自衛隊の運用に関するもの、外交に関する安全保障上の重要施策の方針、テロリズム等発生時の対処計画など、政府が「収集」するのではないものも含まれるところ、このような情報についても、その利用の前提として、適確に保護する体制を確立する必要があると考えられるためである。

(2) 「当該事項の保護に関し、特別秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより」

上記(1)の状況認識及び動機を踏まえ、本法の目的を達成するための手段を明らかにするものである。

「保護に関し…必要な事項」として、本条は特別秘密の指定（第3条）と特別秘密の取扱者の制限、すなわち特別秘密の取扱者に対する適性評価の実施（第6条から第10条まで）を例示している。

「その他の必要な事項」のうち主要なものとしては、特別秘密の漏えい等に係る罰則（第17条から第21条まで）が挙げられる。

(3) 「その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資すること」
本法の目的を明らかにするものである。

本法は、直接的には「我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるもの」の「漏えいの防止」を目的とするが、上記1(2)のとおり、窮極的には「国及び国民の安全の確保に資すること」を目的とするものである。

第2条（定義）

1 趣旨

本条は、本法において使われる主要な用語について、定義を設けるものである。

2 内容

(1) 「特別秘密」（第1項）

本項は、第1条に規定する本法の目的を踏まえ、本法が保護の対象とする「特別秘密」を定義するものである。特別秘密の要件については、第3条第1項の解説を参照。

(2) 「行政機関」（第2項）

ア 本法の適用対象となる国の行政機関の範囲及び単位について、情報公開法第2条第1項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第1項及び公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）（以下「公文書管理法」という。）第2条第1項に規定する「行政機関」と同様に定義するものである。

この点、会計検査院については、内閣から独立した立場にあるものの、国の収入支出の決算の検査を行うに当たり対象機関の保有する特別秘密を取り扱うことが想定されるため、情報公開法等と同じく本法の適用対象とすることとした。また、独立行政法人については、国が自ら主体となって直接に実施する必要のない事務を実施する機関であって、特別秘密を国から独立して保有することが想定されないため、行政機関には含めないこととしたが、契約業者（第5条第3項）として本法の適用対象となり得る。さらに、地方公共団体についても、特別秘密を国から独立して保有することが想定されないため行政機関には含めないこととしたが、都道府県警察については、警察庁の所掌事務を遂行する上で警察庁長官の指揮を受けて特別秘密の取扱いの業務を行うほか、特別秘密に係る犯罪の捜査といった所掌事務を遂行する上で特別秘密を取り扱うことが想定されるため、一定の範囲で本法の適用対象とすることとした。

そして、本法は、各行政機関を一つの単位として特別秘密の保護に係る事務を行わせるものであるところ、情報の取扱いに関する上記3法が行政機関を一定の単位で捉えた上で情報公開、個人情報保護及び公文書管理の各事務を行わせていることを踏まえ、特別秘密の保護に係る事務についても同様の単位で行わせることとした。

イ 各号に規定される行政機関は具体的には以下のとおりである（平成24年9月19日現在）。

(7) 第1号

- ① 「法律の規定に基づき内閣に置かれる機関」として、内閣官房、内閣法制局、安全保障会議、中心市街地活性化本部、地球温暖化対策推進本部、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、知的財産戦略本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、国家公務員制度改革推進本部、総合特別区域推進本部、復興庁、社会保障制度改革国民会議、原子力防災会議

- ② 「法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関」として、人事院

(4) 第2号

- ① 内閣府

- ② 宮内庁

- ③ 「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）」として、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、消費者庁

(7) 第3号

「国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）」として、総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

(エ) 第4号

- ① 警察庁

この点、情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法のいずれも警察庁を政令で規定しているところ、本法は第3条第5項及び第5条第2項に警察庁が「行政機関」であることを前提とした規定を設けるため、法律で規定することとした。

- ② 警察庁を法律で規定した結果、「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、」政令で定めるものは現時点で想定されない。

(オ) 第5号

「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの」として、情報公開法等と同様、検察庁が想定される。

(カ) 第6号

会計検査院

(3) 「我が国の安全保障等」(第3項)

ア 趣旨

本項では、特別秘密の対象となり得る外交に関する事項を限定し(別表第2号)、外交に関する事項についての特段の秘匿の必要性を規定する(第3条第1項第2号)ための概念として、「我が国の安全保障等」を定義している。

イ 「我が国の安全保障」(第1号)

「安全保障」とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味する。

なお、「防衛」とは直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を實力をもって守ることを意味するが、自国の防衛力を必要最小限としている我が国にとっては、防衛のみならず、外交によって「安全保障」を確保することが必要不可欠であり、国際情勢のいかんにかかわらず、一貫して積極的に取り組む必要がある。すなわち、「安全保障」を確保する手段は防衛に限定されず、外交努力による我が国を取り巻く国際環境の安定の確保を含む。

ウ 「国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。次項第二号及び別表第二号ロにおいて同じ。)との間で生じている問題の解決」(第2号)

外国との間で生じている領有権の問題又は国民の生命若しくは身体に対する被害等の問題を解決することを意味し、具体的には、北方領土問題の解決や北朝鮮による拉致問題の解決等が挙げられる。

「外国」に未承認国家も含まれることを明確にするため、外務省設置法(平成11年法律第94号)第4条第2号及び法務省組織令(平成12年政令第248号)第62条第1項第4号の用例を踏まえ、「外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。)」と規定している。

エ 第1号と第2号の関係

第1号は、国家及び国民の安全を保つことを意味するのに対して、第2号は、既に侵害されている国の領域等の安全を回復することを意味するが、いずれも国際社会の中で我が国及び日本国民の安全を実現することを内容とする点で共通している。

(4) 「特定有害活動」(第4項)

ア 趣旨

本項は、次の2つの観点から、我が国にとって有害な活動のうち我が国及び日本国民の安全に影響を及ぼし得る程度のものを抽出し、「特定有害活動」として定義している。

① 特別秘密を取り扱う者の適性を評価する上で、当該活動との関係を把握する必要がある活動であること(第7条第2項第1号)

② 治安機関によって収集された当該活動に関する重要な情報を、公共の安全と秩序の維持に関する事項であって特別秘密の対象となり得るものとして別表に掲げる必要があること(別表第3号ロ)

なお、後述するとおり、第2条第5項の「テロリズム防止等」には「特定有害活動の抑止」が含まれることから、本項は、公共の安全と秩序の維持に関する事項に係る特段の秘匿の必要性に関する規定(第3条第1項第3号)との関係においても意義を有する。

イ 「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動」(第1号)

国内外の組織によるいわゆるテロ活動を意味する。本規定は、平成13年の米国同時多発テロを受けて創設された自衛隊の警護出動に関する規定(自衛隊法(昭和29年法律第165号)第81条の2第1項)を参考としているが、警護出動が大規模テロを想定していることから「多数の人を殺傷し」と規定しているところ、本法においては、いわゆる要人テロを含む必要があることから、単に「人を殺傷し」としている。また、テロリズムは国際的な取組により撲滅することが必要な国際的脅威であり、その活動場所等の如何を問わず、テロリズムの存在は潜在的に我が国及び日本国民の安全を脅かすものである。

ウ 「外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの」(第2号)

いわゆる対日有害活動、すなわち外国が組織的に行う我が国にとって有害な活動のうち、その有害性の程度が特に高いものを典型的に各号列記するものである。

エ 「国及び国民の安全の確保のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動」(第2号イ)

いわゆる諜報活動のことであり、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制の平穏な状態を保つために保護すべき情報を、社会通念に照らして妥当とは認められない方法で収集する活動を意味する。本号の対象となる情報としては、主として政府の保有する情報が我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持の観点から保護すべきものが想定されるが、民間が保有する

機微な情報でその漏えいが国及び国民の安全の確保に支障を与えるおそれがあるもの、例えば、大量破壊兵器関連の技術情報も含まれ得る。

オ 「大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動」(第2号ロ前段)

大量破壊兵器(核兵器、生物兵器及び化学兵器)及びその運搬手段としてのミサイル並びにこれらの関連物資の国際的な取引のうち、我が国を含む国際社会において定められた枠組みに反するものをいう。これらの物資の無秩序な拡散は、我が国を含む国際社会の平和と安全にとって脅威であることから、いくつかの国際的枠組みによってその国際的取引が制限されており、これらの制限に反する取引が行われないう、国際的な協力の下、治安機関による監視等が行われている。

カ 「その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動」(第2号ロ後段)

外国が組織的に行う我が国にとって有害な活動であって、「大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動」と同程度に、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制の平穏な状態を著しく害し、又は害するおそれのあるものを意味する。現時点においては、例えば、外国政府機関等による日本人の拉致が挙げられる。

(5) 「テロリズム防止等」(第5項)

ア 趣旨

本項では、公共の安全と秩序の維持に関する事項(別表第3号)についての特段の秘匿の必要性を規定する(第3条第1項第3号)ための概念として、「テロリズム防止等」を定義している。

イ 「テロリズム等緊急事態(国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。)による被害の発生又は拡大の防止」(第1号)

公共の安全と秩序の維持に関する事項について、その特段の秘匿の必要性を判断する基準の1つとして規定するものであり、別表第3号イ及びニに掲げる事項に対応するものである。

本号及び別表第3号イにおいては、いわゆるテロリズムを例示した上で、武力攻撃事態対処法第24条第1項の「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」のうち、いわゆるテロリズムが発生した事態及びこれに類するものを規定している。「これに類するもの」としては、外形上テロリズムと同等な行為であるが、主義主張に基づくものではないためテロリズムに当たらない行為が発生した事態等が該当する。これらの緊急事態としては、同法第25条第1項に規定する緊急対処事態(武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危

険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの)が主として想定され、具体的には、以下に示す事態等が挙げられる。なお、大規模な自然災害や大規模な事故は、攻撃を目的とする行為により生じた事態ではないため、テロリズムが発生した事態に類するものには当たらない。

(7) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃(原子力事業所、石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設、危険物積載船等への攻撃)、

(イ) 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃(大規模集客施設、ターミナル駅等に対する攻撃)、

(ウ) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃(放射性物質、生物剤、化学剤等による攻撃)、

(エ) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃(航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ)

ウ 「特定有害活動の抑止」(第2号)

公共の安全と秩序の維持に関する事項について、その特段の秘匿の必要性を判断する基準の1つとして規定するものであり、別表第3号ロ、ハ及びニに掲げる事項に対応するものである。

エ 第1号と第2号の関係

第1号は、突発的に発生するテロ等の緊急事態に着目し、適切な対処によりその被害の発生・拡大を防止すること、第2号は、テロ等の緊急事態を惹起する可能性のあるテロ組織や外国による有害な活動に着目し、当該活動に関する情報の収集等を通じてその抑止を図ることをそれぞれ主眼としているが、いずれも国及び国民の安全を確保する上で治安機関が担うべき役割であって不可欠なものである点で共通している。

第3条（特別秘密の指定）

1 趣旨

本条は、特別秘密の要件、指定の方法、複数の行政機関の共有に係る事項を指定する場合の調整などについて定めるものである。

2 内容

(1) 特別秘密の要件（第1項）

ア 「行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第二項第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。））にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、…特別秘密として指定するものとする」

(7) 指定の意味

本項は、特別秘密の要件として

- ① 別表各号該当性
- ② 非公知性
- ③ 特段の秘匿の必要性
- ④ 指定

を充足する必要があることを規定するものであり、本法による改正前の自衛隊法（以下「改正前自衛隊法」という。）第96条の2第1項と同様の規定である。

この点、②及び③の要件から明らかなように、特別秘密は、実質秘（「非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの」（最高裁昭和53年5月31日決定））の中から指定されるものである。実質秘は現行法上も国家公務員法（昭和22年法律第120号）等により保護され得るものであるが、本法は、実質秘の中から特段の秘匿の必要性があるものを厳格な保護措置や重い罰則で保護しようとするものであり、実質秘の中から特別秘密に該当するものを抽出・明確化するための手段として、指定という制度を導入するものである。

しかしながら、秘匿の必要性の判断に当たって③特段の必要性のみを基準とするのでは指定の裁量が大きく、何が特別秘密に該当するのかが不明確となってしまう、ひいては、特別秘密に係る罰則の構成要件該当性が必ずしも十分に明確にはならないことから、典型的に秘匿の必要性が高いと認められる事項を別表各号に列挙した上で①当該各号への該当性を要件に加えることにより、指定の裁量の幅を狭め、特別秘密の客観化を図っている（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」（以下「防秘解説」という。）4～5頁）。

(4) 指定の主体

本法は第2条第2項に規定された行政機関の単位ごとに特別秘密の保護を行わせるものであり、まずは保護の対象を明確化するために、各行政機関の長に指定を行わせることとするものである。

なお、行政機関の中には、その任務・所掌事務の内容に鑑み、その意思決定を構成員の全会一致又は多数決にかからしめて判断の適正化を図る合議制の機関が存在する。具体的には、安全保障会議、社会保障制度改革国民会議、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会、原子力規制委員会及び会計検査院（平成24年9月19日現在）が挙げられるが、特別秘密の指定に係る不適切な判断は国及び国民の安全の確保や国民の知る権利に悪影響を及ぼす可能性があり、指定に当たっては適正な判断が強く求められるため、本項は、合議制の行政機関については、特別秘密の指定に係る意思決定を当該行政機関自体に行わせることとするものである。

また、「前条第二項第四号及び第五号の政令で定める機関」としては、検察庁を第5号の機関として政令で規定することが想定されるところ、情報公開法等と同様、検察庁の種類ごとに検事総長、検事長又は検事正をその長とする旨政令で規定することが想定される。

イ 「当該行政機関についての…事項」

(7) 特別秘密の指定の対象は、防衛秘密と同様、事項（事実、情報、知識その他の一定の内容の集合体たる無体物をいう。）であり、個々の文書、物件ではない。したがって、特別秘密の指定の効果は、個々の文書や物件にとどまるものではなく、客観的に同一性がある限り、事項を記録又は体化する媒体の異同にかかわらず、いわば無限に及ぶものである。すなわち、特別秘密の指定の対象たる事項は、句読点、助詞、助動詞その他の表現上の異同や、媒体、表現形式によって影響を受けるものではなく、ひとえに内容が同一であるか否かによって判断される。なぜなら、特別秘密の指定を受けた事項において、秘匿を要する本質は、その内容にあるのであって、その表現形式や媒体による影響を受けるものではないからである（防秘解説5頁）。

(イ) そして、本法では各行政機関の長にその取り扱う事項についてのみ指定を行わせるため、指定の対象を「当該行政機関についての」事項と規定するものである。

ウ 「次の各号に掲げる事項」（「別表第一号に該当する事項」（第1号）、「別表第二号に該当する事項」（第2号）、「別表第三号に該当する事項」（第3号））

特別秘密の要件として、別表各号該当性を規定するものである。

本法は、第1条の解説で述べたとおり、我が国の防衛、外交、公共安全と秩序の維持の3分野に関する事項のうち特に秘匿を要するものを特別秘密

として保護しようとするものであるところ、上記ア(7)のとおり、特別秘密として保護すべき対象を明確化するために、これら3分野に関する事項のうち典型的に秘匿の必要性が高いと認められるものを別表各号に具体的かつ限定的に列挙した上で、当該各号への該当性を指定の要件とするものである。

エ 「公になっていないもの」

特別秘密の要件として、非公知性、つまり、不特定多数の人に知られていない状態であることを規定するものである。

「公になっていないもの」との概念は、公にされたか否かとは別個の概念と解すべきであり、例えば、特別秘密に該当する事項を壁新聞に掲載して公道の傍らの掲示板に掲示する行為は、特別秘密を公にした行為であるが、たまたま警察官がこれを早期に発見して撤去し、誰の目にも触れなかった場合には、当該事項は「公にされた」ものの、いまだ「公になっていないもの」として、非公知性の要件は失われぬものと解される(防秘解説6頁)。

オ 「当該各号に定めるもの」「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」(第1号)、「その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」(第2号)、「その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」(第3号)

特別秘密の要件として、特段の秘匿の必要性を規定するものである。

上記ウのとおり、ある事項が別表各号該当性を充足すれば典型的に秘匿の必要性が認められ得るものの、特別秘密は単に秘匿の必要性があるだけでなく、秘匿の必要性が特に高いものであるため、さらに当該事項に係る個別具体的な秘匿の必要性として、特段の秘匿の必要性を要件とするものである。本項各号の規定の具体的意義は以下のとおりである。

(7) 「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」(第1号)

別表第1号には防衛に関する事項が掲げられているところ、本号は、これらの事項に係る特段の秘匿の必要性が「我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれ」の有無によって判断されるべきことを規定するものである。

この点、改正前自衛隊法第96条の2第1項においては、防衛秘密に係る特段の秘匿の必要性を「我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの」と規定しているが、これは、当該事項を秘匿しなければ我が国の防衛という自衛隊の任務の円滑な遂行に著しい支障を生じるおそれがあるものと解されている(防秘解説7頁)。本号は、このことを踏まえて規定ぶりをより具体的にしたものであり、実質的な変更を加えるものではない。

(イ) 「その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」(第2号)

別表第2号には、外交に関する事項のうち主として我が国の安全保障等に関するものが掲げられているところ、本号は、これらの事項に係る特段の秘匿の必要性が「我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれ」の有無によって判断されるべきことを規定するものである。

(ウ) 「その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」(第3号)

別表第3号には、公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち主として我が国におけるテロリズム防止等に関するものが掲げられているところ、本号は、これらの事項に係る特段の秘匿の必要性が「我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれ」の有無によって判断されるべきことを規定するものである。

(2) 指定の方法(第2項)

ア 「標記を付すこと」(第1号)・「通知すること」(第2号)

指定の要式行為として、標記又は通知を規定するものであり、改正前自衛隊法第96条の2第2項と同様の規定である。

本項は、同じ事項を含む文書、図画又は物件が複数ある場合、すべての文書等に標記を付与することを要する趣旨ではなく、1部の文書等に標記を付与すれば指定行為は完了し、当該指定の効力が他の文書等にも及び、また、特別秘密として指定されることとなる事項を知っている者全員に対して通知を要する趣旨ではなく、当該事項の取扱いに係る責任を有する一定の者あてに通知すれば指定行為は完了する(防秘解説12~13頁)。

なお、標記を付与されない文書等や通知を受けていない者については、改正前自衛隊法と同様、特別秘密の保護措置として表示や周知を行う仕組みを第14条の規定に基づいて政令で規定することが想定される。

イ 「政令で定めるところにより」(第1号・第2号)

標記や通知の手續を政令に委任するものであり、改正前自衛隊法と同様、標記や通知の方法を政令で規定することが想定される。

(3) 共有事項の指定に係る特定行政機関の長との協議(第3項)

ア 本法では各行政機関の長にその保有に係る事項につき指定を行わせることとするため、複数の行政機関の共有に係る事項を特別秘密に指定しようとする場合、指定を行い得る行政機関の長が複数存在することになる。この場合において、各行政機関の長による指定の効果が当該行政機関にしか及ばないとするのは、国及び国民の安全の確保にとって重要な秘密であり、統一的な取扱いが求められる特別秘密の性格に照らして相当ではなく、当該指定の効果は当該事項に係る情報を共有するすべての行政機関(以下「共有行政機関」という。)に及ぶこととすべきである。

このように、複数の行政機関の共有に係る事項については、指定を行い得る行政機関の長が複数存在し、かつ、指定の効果が他の共有行政機関にも及ぶこととするを前提にすると、指定は共有行政機関間の調整を経て行われるべきであり、本項はその調整の仕組みについて規定するものである。

イ 「共有事項」とは、①「当該行政機関が他の行政機関に提供し、若しくは他の行政機関から提供を受けた事項」、又は②「当該行政機関及び他の行政機関が同一の機会に行政機関以外の者から提供を受けた事項」である。このうち②の事項が生じる場合としては、複数の行政機関が同一の情報源（主に外国が想定される。）から同一の会議において情報の提供を受けた場合が考えられる。

この点、③複数の行政機関が異なる情報源から提供を受けた同じ内容の情報については、情報源が異なれば情報の確度、信憑性、意義、重要性その他の要素が異なるものであり、同じ内容であってもその秘密としての位置付けは異なると言わざるを得ず（防衛庁防衛局調査課「自衛隊法の一部を改正する法律案に係る論点資料集」12頁）、また、④複数の行政機関が同一の情報源から時期を異にして提供を受けた同じ内容の情報についても、時期を異にすればやはり情報の確度、信憑性、意義、重要性その他の要素が異なるものであり、同じ内容であってもその秘密としての位置付けは異なると解されるため、いずれも本項の共有事項として規定していない。

ウ ある行政機関が共有事項を特別秘密に指定しようとする場合、特定行政機関の意見を踏まえた調整の在り方としては、①指定を行おうとする機関は、特定行政機関に意見を聴取し、それを踏まえてもなお要件を充足すると判断すれば、特定行政機関内に異論があっても指定できるとする考え方と、②指定を行おうとする機関は、特定行政機関に協議を行い、その結果、要件充足性に異論を唱える機関があれば指定できないとする考え方があり得る。この点、秘匿の必要性をより厳格に解する観点からは、国の行政機関内部においてすら意見が対立するような場合でも指定を可能とする①よりも、②の方が政策的に妥当であると考えられる。

そこで、本項は、共有事項について指定を行おうとする行政機関の長に対し、特定行政機関の長への協議を義務付けるものである。この点、指定に伴い、各特定行政機関においては厳格な管理措置をとる必要があり、その準備に時間を要するため、指定の要件充足性のほか、指定を行う時期についても協議の対象となると考えられる。

(4) 特定行政機関の長に対する指定の通知（第4項）

上記(3)の協議が調えば指定を行うこととなる所、本項は、指定の効果が特定行政機関にも及ぶようにするために、指定を行った行政機関の長に対し、指定後直ちに特定行政機関の長に通知することを義務付けるものである。

(5) 警察共有事項の指定に係る警察庁長官から警察本部長に対する通知（第5項）

ア 都道府県警察は、本法の行政機関ではないものの特別秘密に該当し得る機微な情報を警察庁と共有することが想定されるため、特別秘密の保護の観点からは、必要に応じて指定の効果を都道府県警察にも及ぼして厳格な管理措置がとられるようにする必要がある。他方で、都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は指定の主体ではないことから、警察庁長官を通じて関係都道府県警察に指定の効果を及ぼせる必要があることを踏まえ、本項は、警察庁長官に対し、警察共有事項について自ら指定をしたとき、又は他の行政機関の長から当該事項について指定をした旨の通知を受けたときは、指定が行われた旨を当該警察本部長に通知することを義務付けるものである。

イ 「警察共有事項」とは、①「警察庁が都道府県警察に提供し、若しくは都道府県警察から提供を受けた事項」、又は②「警察庁及び都道府県警察が同一の機会に都道府県警察以外の者から提供を受けた事項」である。このうち②の事項が生じる場合としては、警察庁及び都道府県警察が同一の情報源（警察庁以外の行政機関を含む。）から同一の会議において情報の提供を受けた場合が考えられる。

警察庁と都道府県警察が③異なる情報源から提供を受けた同じ内容の情報や④同一の情報源から時期を異にして提供を受けた同じ内容の情報を本項の警察共有事項として規定していないことは、共有事項に関する(3)イの③及び④と同様である。

第4条（指定の有効期間及び解除）

1 趣旨

本条は、指定を行った行政機関の長に対し、指定の要件充足性を欠くに至った場合に解除により速やかに指定の外形を除去する義務を課すとともに、解除を補完するための制度として指定の有効期間について規定するものである。

2 内容

(1) 指定の有効期間（第1項）

ア 「行政機関の長は、…その有効期間を定めるものとする」

①別表各号該当性、②非公知性、③特段の秘匿の必要性という特別秘密指定の3要件のうち、②及び③については指定後に要件充足性を欠くに至ることが考えられる。そして、指定の解除は要件欠缺を行政機関の長が認識することで実施されるところ、③については、当該特別秘密を取り巻く諸情勢を踏まえた専門的・技術的判断を要するものであり、一見明白なものとは考えられないことから、特段の秘匿の必要性が消滅するに至ったという認識が遅れる可能性がある。特に、指定後の利用頻度が低い特別秘密については、厳重な管理の下で保管された状態が継続することが想定され、特段の秘匿の必要性が消滅したことが直ちには認識されない可能性が相対的に高くなると考えられる。

そこで、本項は、指定に有効期間を設け、行政機関の長においてその期間経過時に要件充足性を確認させるようにすることで、解除が遅れた場合における無用な指定の排除を制度的に担保するものである。

イ 「当該指定の日から起算して5年を超えない範囲内において」

有効期間は、指定に係る事項ごとにあるべき期間の長短が様々であるため、上限の範囲内において必要な期間を定めることとするのが適当と考えられる。そして、上限については、上記アのとおり指定の有効期間を設ける趣旨は当該指定に係る特別秘密を取り巻く諸情勢の変化を定期的に確認することにあるところ、現行法上、政府が定めた事柄について情勢の変化を勘案して一定の期間ごとの見直しを義務付ける規定として、当該期間をおおむね5年とする例が最も多いことが参考になる。

そこで、「当該指定の日から5年を超えない範囲内において」有効期間を定めるものとする。

(2) 指定の有効期間の延長（第2項）

ア 「行政機関の長は、…有効期間を延長するものとする」

本項は、有効期間経過時に要件充足性を確認した結果、なお要件充足性が認められた場合に、当該指定の有効期間を延長することにより当該指定を維

持させるものである。

この点、指定に係る事項が一定期間の経過によりその秘匿の必要性を相当程度失う場合も想定されることに着目し、延長回数や通算有効期間に制限を設けることも考えられる。しかしながら、特段の秘匿の必要性を欠くに至るまでの期間の長短は事項によって様々であり、延長回数や通算有効期間に一律に制限を設けることは困難であると考えられる。

イ 「政令で定めるところにより」

延長の手續を政令に委任するものであり、延長の通知を政令で規定することが想定される。

(3) 指定の解除（第3項）

ア 「行政機関の長は、…指定を解除しなければならない」

指定後に上記②又は③の要件充足性を欠くに至った場合、実質秘性が失われ、何らの措置を待たずとも当然に指定の効力は消滅することになる。しかしながら、仮に効力消滅後も外形上指定が継続した場合、必要以上に秘匿されることとなり、国民の知る権利との関係で問題が生じ、ひいては本法制に対する国民の信頼が損なわれるおそれがある。そこで、本項は、指定を行った行政機関の長に対し、指定の要件充足性を欠くに至った場合に解除により速やかに指定の外形を除去する義務を課すものである。

なお、改正前自衛隊法には、防衛秘密の指定の解除制度は設けられていないが、指定の要件を欠くに至ったときは速やかに標記の抹消等の措置を講ずることとされており（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第113条の12）、実質的には解除と同等の制度が設けられている。

イ 「政令で定めるところにより」

解除の手續を政令に委任するものであり、解除の通知を政令で規定することが想定される。

(4) 指定の要件欠缺に係る指定を行った行政機関の長に対する通知（第4項）

ア 複数の行政機関が特別秘密を共有する場合においても、指定の要件充足性を欠くに至ったときに解除義務を負うのは指定を行った行政機関の長である（第3項）。

しかしながら、指定を行った行政機関の長よりも先に他の行政機関の長がその要件充足性が失われたことを認知する場合もあり得ると考えられるため、本項は、適切な解除に資するよう、行政機関の長が他の行政機関の長が指定した事項について指定の要件充足性を欠くに至ったと思料するときには、その旨を指定を行った行政機関の長に速やかに通知する義務を負わせるものである。

イ なお、複数の行政機関が特別秘密を共有する場合における解除の調整につ

いては、本項に規定するほか、第15条の規定に基づいて政令に規定する予定である。

第5条（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

1 趣旨

改正前自衛隊法第96条の2第3項は、防衛大臣が他の行政機関の職員又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件及び手続について規定している。これは、「守秘義務によって守られる公益と秘密を開示することによって得られる公益を比較衡量し、後者の公益の方が大きい場合には秘密を開示しても漏えいには当たらないとする考え方がある」ところ、「防衛秘密は、これを保護する公益が極めて高いことから、漏えいの危険性をも勘案した場合、比較衡量によって、反復・継続して防衛秘密を取り扱う者（これらの者については、反復・継続して防衛秘密を取り扱うため、漏えいの危険性がより高まることとなる。）に防衛秘密をわたすことができなくなり、かえって、防衛省・自衛隊の任務遂行上に支障を来すおそれがある」ところから、『自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、』国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能とし、「同時に、この規定によらずに自衛隊以外の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることを禁止したものである」（防秘解説54～55頁）。

本条は、防衛秘密と特別秘密の差異も踏まえつつ、改正前自衛隊法の上記規定を参考にして、行政機関の長が当該行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件及び手続について規定するものである。

2 内容

(1) 他の行政機関における特別秘密の取扱いの業務（第1項）

ア 「当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件として、事務遂行上の特段の必要性を規定するものである。

この点、改正前自衛隊法第96条の2第3項においては「自衛隊の任務遂行上」の特段の必要性を要件としているが、本法においては、各行政機関の長が特別秘密の指定の主体であり、当該特別秘密を最も必要とする行政機関が指定を行った行政機関以外の行政機関である場合も想定されることを踏まえ、「当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上」の特段の必要性を要件とした。

イ 「政令で定めるところにより」

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続を政令に委任するものである。

この点、改正前自衛隊法においては、保護措置に関する協議の手続を政令

で規定しており、本法も同様の手続を政令で規定することが考えられる。ただし、改正前自衛隊法には、防衛省以外の行政機関に防衛秘密の保護措置を義務付ける規定がないのに対し、本法においては、本法及び第14条の規定に基づく政令による特別秘密の保護措置をすべての行政機関に義務付けていることから、政令で手続を規定するに当たっては、このような差異を踏まえた検討が必要であると考えられる。

ウ 「他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件として、当該職員が「別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」であることを規定するものである。

この点、改正前自衛隊法第96条の2第3項においては、当該職員が「防衛に関連する職務に従事する者」であることを要件としているが、本法においては、防衛に関する事項以外の事項も特別秘密となり得る事項として別表に掲げることとしたため、当該職員が「別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」であることを要件とした。

エ 「特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる」

「特別秘密の取扱い」とは、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務をいい、「業務」とは、人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う事務をいう。したがって、「特別秘密の取扱いの業務」とは、社会生活上の地位に基づき、反復継続して、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務を行うことをいう（防秘解説55頁）。

「行わせる」とは、改正前自衛隊法第96条の2第3項と同様、許容の意味であり、使役の意味ではない。

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる具体例としては、防衛省が防衛秘密に該当する事項を他省庁に提供する場合のほか、内閣官房が情報収集衛星を用いて収集した画像情報を他省庁に提供する場合、外務省が外交ルートで入手した情報を他省庁に提供する場合等が想定される。

なお、他の行政機関の職員に取扱いの業務を行わせる特段の必要性が認められる特別秘密は、当該職員が従事する職務に関連するものに限られるため、「特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）」と規定している。

(2) 都道府県警察における特別秘密の取扱いの業務（第2項）

ア 「警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」

本法の特別秘密には、公共の安全と秩序の維持に関する事項（別表第3号）

を含むこととしたため、都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる必要が生じるところ、その要件として事務遂行上の特段の必要性を規定するものである。

この点、警察庁長官は警察庁の所掌事務について都道府県警察に対する指揮監督権を有しており（警察法（昭和29年法律第162号）第16条第2項）、指揮監督権の行使のために特別秘密の取扱いの業務を行わせることが必要な場合も想定されるところ、指揮監督その他の警察庁の所掌事務遂行上の必要性があれば「特段の必要」は認められるのであり、本項は警察法に基づく警察庁の権限を制約するものではない。ただし、そのような必要性がなければ「特段の必要」は認められず、したがって、参考通知といった程度の必要性で都道府県警察に特別秘密の取扱いの業務を行わせることはできない。

イ 「警察庁長官の定めるところにより」

特別秘密の秘匿性に鑑みると、都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合にも一定の手続によることが求められるところ、警察法に基づく警察庁と都道府県警察の関係に鑑み、当該手続を政令で定めるのではなく警察庁長官が定めることとするものである。

ウ 「警察庁長官は、…都道府県警察の職員のうち別表第3号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる」

「行わせる」とは、上記(1)エのとおり許容の意味であり、警察庁長官の都道府県警察の職員に対する指揮監督権限を規定するものではない。

(3) 契約業者における特別秘密の取扱いの業務（第3項）

ア 「当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」

本法の特別秘密についても、防衛秘密と同様、行政機関の職務遂行上契約業者に取扱いの業務を行わせる必要があるところ、本項は、その場合の要件として事務遂行上の特段の必要性を規定するものであり、改正前自衛隊法第96条の2第3項と同様の規定である。「特段の必要がある場合」とは、特別秘密を提供しなければ当該行政機関の所掌事務の遂行が立ち行かないような、いわば非代替性が認められる場合であり、印刷や製本のように、当該行政機関で行うことが可能である場合は、「特段の必要」がないということになる（防秘解説54頁）。

イ 「政令で定めるところにより」

契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続を政令に委任するものであり、改正前自衛隊法と同様、保護措置に関する契約の手続を政令で規定することが想定される。

第6条（特別秘密の取扱者等）

1 趣旨

特別秘密の漏えいを防止するためには、特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底する必要がある。その手法の一つとして本法に規定しているものが、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがないと認められた職員以外の職員をその取扱者からあらかじめ除外する「適性評価制度」である。

本条は、国及び国民の安全の確保にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって国及び国民の安全を確保する見地から、特別秘密の取扱者について社会通念上妥当な限界を定めようとするものであり、具体的には、特別秘密の取扱いは、適性評価によって、その適性を有すると認められた職員又はその適性を有すると仮に認められた職員が行うものとする旨及びその例外となる者を定めている。

2 内容

(1) 第1項について

第1項は、行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者を、

ア 第7条の規定により特別秘密を取り扱う適性を有すると認められた当該行政機関の職員（第1号）

イ 第8条の規定により特別秘密を取り扱う適性を有すると仮に認められた当該行政機関の職員（第2号）

とする原則について規定している。

そして、アに掲げる職員にあっては、当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。）をした日から5年を経過していない者に限ることとする。これは、

・ ひとたび適性を有すると認められた職員であっても、時間の経過とともに状況は変化することから、一定時間の経過後には、特別秘密を取り扱うことが適当ではなくなっていることも考えられるため、1回の適性評価によって特別秘密を取り扱うことができる期間を制限する必要があること。

・ 諸外国で行われている最も秘匿性の高いレベルの秘密情報の取扱者に係る適性評価においては、総じて概ね5年以内に何らかの適性の見直しを行っているところ、我が国の秘密保護制度にもこれらの諸外国の制度と遜色ない信頼性が必要であること。

を考慮したためである。

また、イに掲げる職員にあっては、当該行政機関の長が適性を有すると仮に認めた旨の通知をした日から3月を経過していない者に限ることとする。これは、

・ 調査がすべて終了していない段階での適性の評価に基づいて特別秘密の取扱いを続けることは漏えいのおそれを高めることになるため、適性を有する

と仮に認めたと者が特別秘密を取り扱うことができる期間は、適性を有すると仮に認めようとした時点では調査が終了していない事項についての調査に要する期間を踏まえ必要最小限度とする必要があること。

・ 調査が終了していない事項についての調査に当たっては、評価対象者の知人その他の関係者への質問、信用状態の照会、医師その他の専門家への照会を行う必要がある場合があり、これに3月程度の期間を要することも考えられること。

を考慮したためである。

ただし、3月を経過していなくても、その間に行政機関の長が通常の適性評価の結果を通知したときは、特別秘密を取り扱うことができる者かどうかを第1号に照らして判断することが適当と考えられることから、要件の中から当該通知をした場合を除くこととしたものである。

(2) 第2項について

特別秘密の漏えいの防止を徹底する観点からは、特別秘密を取り扱う者全てを対象として適性評価を実施することが原則となる。しかし、適性評価をもって漏えいを根絶できるものではないことや、仮に適性評価を経ていない職員でも特別秘密を漏らした場合に罰則が適用されることに鑑みると、前述の原則を適用することが適当ではないと考えられる者がいる。そこで、例外的に適性評価を経ずに特別秘密を取り扱うことができる者を4つ掲げることとする。

第一に、当該行政機関の長である（第1号）。

行政機関の長には、国務大臣をもって充てられる場合のほか国務大臣以外の特別職又は一般職の国家公務員をもって充てられる場合（内閣法制局長官、宮内庁長官、警察庁長官、検事総長等）がある。いずれの場合であっても、およそ行政機関の長については、行政権の行使等について一定の法的権限を付与されており、その職責が重大であることに鑑み、これに応えることができるだけの自己管理能力、職務遂行能力及び豊富な経験を有すると認められた者が任命されている。また、その職責に堪えられない事由があればその職を解かれることが合理的に期待されるので、特別秘密を取り扱う適性の有無の判断について適性評価制度に依るまでもない職であると考えられる。本法において、特別秘密の保護を行うために必要な措置を行政機関の長の責任において講ずることとする制度設計としているのもこのような考え方に基づくものである。このため、行政機関の長を適性評価の対象とする必要はないと考えられる。

なお、本法では、国家公安委員会、人事院のように合議制の行政機関にあっては、行政機関の長は当該行政機関とすることとしているところ（第3条第1項）、その行政機関を組織する者は本号に該当する。

第二に、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官その他その職の任命の方法その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当で

ない職を占める者である（第2号）。

国務大臣は、内閣総理大臣により任命され、内閣総理大臣と共に内閣を組織して行政権の行使について連帯して責任を負うこととされているため、内閣総理大臣は自身の職責を具体的に果たす上で適任だと考えた者を国務大臣として任命する。ここで、本法の適性評価によって国務大臣が特別秘密を取り扱うことができないこととなれば、当該国務大臣は職務の一部を遂行することができず、任命した内閣総理大臣も内閣の首長として行政権を行使するという職責を十全に果たせなくなる。これは内閣に行政権を行使する権限を与えている憲法の趣旨を没却することになりかねない。このため国務大臣の職を占める者を適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

また、内閣総理大臣を首長とする内閣がその職責を具体的に果たしていく上で、各府省等において国務大臣に準ずる責任を有し、内閣と一体となって行政権の行使に当たると考えられる内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官といった職を占める者についても適性評価の対象としないこととする。

なお、「その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職」としては、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職を政令で定めることを想定している。

第三に、特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員について第7条第2項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置（以下「確認措置」という。）を講じたもの（当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を2月を超えない範囲内において取り扱う場合に限る。）である（第3号）。

特別秘密を取り扱う事務を行うことが抽象的に排除できないからといって、特別秘密を実際に取り扱う具体的な時期等を予想することが困難な場合にまで前述の適性評価の原則を機械的に当てはめることは行政機関にとって過度の負担になる。

実際に取り扱う具体的な時期等を予想することが困難な場合の特別秘密の取扱いは、特別秘密の取扱いを必要とする事務を偶発的に行うことにより発生するのであって、その中には、当該事務の遂行に係るごく限られた範囲の特別秘密を短期的に取り扱う場合もあるところ、こうしたいわば簡素な取扱いのみを行う職員は、他の職員に比して特別秘密を漏らすおそれが低いと考えられる。したがって、こうした職員については、行政機関の長が、適性評価よりも簡易な方法、即ち、特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある典型的な事実であって特に重視すべきものが存在しないことを質問によって確認する方法により、属人的な漏えいのリスクを一定程度排除した上で期間を限定して特別秘密を取り扱わせることにも合理性があり、適性評価制度の趣旨を没却することにはな

らないと考えられる。

「特別秘密を取り扱うことが必要となる事務で偶発的に行うもの」に該当する事務としては、特別秘密の漏えい等の特別秘密に係る犯罪の捜査が挙げられるほか、予算編成や会計検査といった事務も当該事務に該当し得ると解される。ただし、予算編成や会計検査といった事務のうち防衛省等を対象とするものは、その遂行の方法の如何によっては特別秘密の取扱いを反復・継続することになる余地もあり、その場合にはこれらの事務が「特別秘密を取り扱うことが必要となる事務で偶発的に行うもの」とは評価できない点に留意する必要がある。

確認措置を講ずるに当たり、対象としようとする職員の明示的な同意に係らしめることとしたのは、確認措置が適性評価に準じる制度であることに鑑み、当該職員の個人情報の保護に配慮し、及び当該職員の理解を得て制度を円滑に運営することを制度的に担保するためである。

「特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合に限る。」としたのは、特別秘密を簡素に取り扱う事務として想定されるものについて、その遂行に区切りを付けるためには、ほとんどの場合、2月の期間があれば足りると考えられるためである。

なお、「質問」は、対象となる職員に質問票に記載、提出させ、及び必要に応じて口頭で質問することにより行うことを想定している。

第四に、当該行政機関の職員のうち、法令の規定により他の行政機関の職員をもって充てることとされているものであって、第1項及びこの項（第4号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができるものである（第4号）。

行政機関の職員の中には、法令の規定により他の行政機関の職員をもって充てることとされているものがある。具体的には、安全保障会議に置かれる事態対処専門委員会の委員等がこれに該当するが、こうした任命の形態は、ある行政機関の事務の遂行に当たって他の行政機関との連携を制度的に担保する必要があるために採られると考えられる。

したがって、当該行政機関における当該職員の特別秘密の取扱いは当該他の行政機関における特別秘密の取扱いという性格を併せ有していると考えるところ、当該職員が当該他の行政機関において適性を有すると認められた職員その他の当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者であるときにまで、当該職員に対して当該行政機関の長が重ねて適性評価を実施する必要性は乏しいと考えられる。

(3) 第3項について

第3項は、都道府県警察において特別秘密を取り扱うことができる者の原則及びその例外となる場合について、行政機関に係る規定を準用する旨を定めている。

都道府県警察は、国ではなく都道府県に属するが、第5条第2項の規定によ

り別表第3号（公共の安全と秩序の維持関係）に関連する職務に従事する職員が特別秘密の取扱いの業務を行うほか、特別秘密に係る犯罪の捜査に従事する職員が特別秘密を取り扱うことが想定される。

特別秘密の漏えいを防止するために特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底する必要がある点において、都道府県警察の職員も行政機関の職員と異ならないため、行政機関における特別秘密の取扱いについて規定した第1項及び第2項（第2号及び第4号を除く。）の規定を都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用することとしたものである。

(4) 第4項について

第4項は、行政機関の長が第5条第3項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、行政機関の職員に準じる方法により適性を有すると認められた契約業者の役員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。）のみが特別秘密を取り扱うべき旨の条件を付するものとする旨を定めるものである。

特別秘密の漏えいを防止するために特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底する必要がある点において、契約業者の役員等も行政機関の職員と異ならない。また、本法では、行政機関の長が、直接役員等ではなく契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる仕組みとしている。

これらを踏まえると、契約業者における特別秘密の取扱者は、

- ・ 適性を有すると認められた者であって、行政機関の長が適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。）を契約業者に対してした日から5年を経過していないもの
- ・ 適性を有すると仮に認められた者であって、行政機関の長が適性を有すると仮に認めた旨の通知を契約業者に対してした日から3月を経過していないもの

のいずれかである必要がある。

これを担保するに当たっては、

- ・ 行政機関や都道府県警察はその固有の任務及び所掌事務を遂行する上で特別秘密を取り扱うことから、本法では特別秘密の保護のための措置を講ずる主体として位置付けられているのに対し、契約業者については行政機関との契約に基づいて特別秘密に触れるのみであること。
- ・ 契約業者に対しては行政機関の指揮監督権は及ばないこと。

から、行政機関と契約業者との間で結ばれる契約に条件を付すという形式によることとするものである。

第7条（行政機関の職員に係る適性評価）

1 趣旨

本条は、行政機関の職員に係る適性評価の実施権者、対象者、適性の評価の方法、調査事項、手続等を定めるものである。

2 内容

(1) 第1項について

ア 第1項は、第一に、行政機関における適性評価の実施権者（特別秘密を取り扱う適性を有するかどうかを判断する者をいう。）が、当該行政機関の長である旨を定めている。これは、以下の理由による。

- ・ 国及び国民の安全の確保にとって重要な秘密情報として国が特別秘密に指定したものを厳重な管理に服せしめるのは国の責務と考えられることから、実施権者は、原則として国の行政機関に属する者をもって充てる必要があるため。
- ・ 本法は第2条第2項に規定された行政機関の単位ごとに特別秘密の保護を行わせるものであるところ、適性評価についても当該保護の一環として行政機関ごとにその長の責任において実施することが適当と考えられるため。

イ 第1項は、第二に、適性評価の対象となり得る者として以下の3つを定めている。

(7) 当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者（第1号）

第1号に掲げる者には、行政機関の職員である者のほか、当該機関に任用（転任、採用を含む。）される前の者が含まれる。これは、その時点においてはある行政機関の職員でない者であっても、当該行政機関に任用され、速やかに特別秘密を取り扱う事務に従事する必要性が具体的に認められる場合が実務上あり得るためである。

また、「特別秘密を取り扱うことが見込まれる」とは、直ちに取り扱いすべき個別具体的な必要性が生じている状況のほか、職員が配置されたポストにおけるこれまでの取扱いの実態その他の事情に照らして、取扱いの蓋然性が認められる状況も含まれる。

(i) 当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。）をした日から4年6月を経過した者であって、当該通知の日から5年を経過した後も特別秘密を取り扱うことが見込まれるもの（第2号）

ひとたび適性を有すると認められた職員であっても、時間の経過とともに状況が変化し、特別秘密を取り扱うことが適当でなくなっていることも

考えられる。そこで、行政機関の長が適性を有すると認めた旨の直近の通知をした日から5年を経過した後も特別秘密の取扱いが引き続き見込まれる者には5年を経過する前に改めて適性の見直しを行うこととする。

適性評価を改めて実施する時期を当該通知の日から4年6月を経過した時点以降とするのは、第6条第1項第1号に掲げる要件に該当しなくなるまで6月間の期間を確保すれば、行政機関の長が適性評価を5年を超える前に終了することができると考えられるためである。

- (ウ) 当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。）をした日から5年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの（第3号）

第3号に掲げる者は、ひとたび適性を有すると認められた職員である点において第2号に掲げる者と同様であるが、適性を有すると認めた旨の直近の通知をした後に、適性を有すると認めた判断に影響を与える可能性がある事情が生じている点において、第2号に掲げる者とは状況が異なるものである。

第3号に該当する者としては、例えば、

- ・ 特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めべき事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情を行政機関の長が把握した者
- ・ 適性評価に係る調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものに重大な変化（婚姻等）があった者が考えられる。

- ウ 第1項は、第三に、適性を評価する観点を定めている。適性を有するかどうかの評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）が特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から実施することとするものである。

(2) 第2項について

第2項は、行政機関の長が適性評価を実施する場合に、評価対象者本人について調査を実施すべき事項及び当該事項に係る調査の結果に基づいて評価を実施すべき旨を定めている。

- ・ 特定有害活動との関係に関する事項
- ・ 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ・ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ・ 薬物の濫用及び影響に関する事項
- ・ 精神疾患に関する事項

- ・ 飲酒についての節度に関する事項
- ・ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

これらの事項について、評価対象者が特別秘密を漏らすおそれがあるかどうかの観点から評価する上で参考にする必要がある理由は、それぞれ以下のとおりである。

ア 特定有害活動との関係に関する事項（第1号）

特定有害活動を自ら行ったり、特定有害活動を行う団体や個人を支援したりする者にとっては、特別秘密を取得することが当該活動の目的の実現に寄与するため、当該活動とこのような関わりがある者には特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

イ 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項（第2号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、犯罪又は懲戒の経歴があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

ウ 情報の取扱いに関する非違の経歴に関する事項（第3号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、適切な注意を払って実行する必要がある。この点、評価対象者の秘密情報の取扱いに関する各種の規範の遵守状況は、評価対象者の情報保護に対する意識及び注意力の有無を直接的に表しており、例えば、

- ・ 適正な手続によらず秘密情報を複製すること。
- ・ 認められていない記録媒体に秘密情報を保存すること。
- ・ 秘密情報を示唆する内容をブログ、電子掲示板その他のウェブサイトに掲載し、又は投稿すること。

といった行動が見受けられる者には、犯罪や懲戒に至らなくとも、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

エ 薬物の濫用及び影響に関する事項（第4号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、処方された薬物を医師の指示に従わずに服用する場合には、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないこと、医師の指示に従った適切な服用であったとしても眠気、ふらつき等の薬理効果が発生する場合には、自己を律して行動する能力が低

下するかもしれないことをそれぞれ示唆していることから、このような薬物の濫用及び影響が継続的に見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

オ 精神疾患に関する事項（第5号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、精神疾患により意識の混濁・喪失等が生じたり、薬物依存症・アルコール依存症の症状が見られたりするという事実は、自己を律して行動する能力が十分でない状態に陥るかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

カ 飲酒についての節度に関する事項（第6号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、飲酒により、繰り返し、けんか等の対人トラブルを起こす、文書・物件を紛失する、意識の混濁・喪失状態に陥るなどの問題を起こしているという事実は、評価対象者の自己を律して行動する能力が十分でないかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

キ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項（第7号）

過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあったことに鑑みると、住宅や車両の購入といった一般的な目的とは異なる目的で多額の債務を抱えている者には、自発的に特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

また、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられることは、外国情報機関等への情報提供の見返り等として金銭を接受しているかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした行動が見受けられる者も同様に、自発的に特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

さらに、特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があるが、額の多少に関わらず、金銭債務の不履行があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことや、自己を律して行動できないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

(3) 第3項について

第3項は、行政機関の長が適性評価を実施する場合に、第2項第1号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについても調査を実施すべき旨を定めている。

これは、特定有害活動との関係に関する事項と評価対象者本人との関係を明らかにするための端緒となり得る事項について調査を実施することによって漏えいのおそれと結び付く可能性がある事項が見つかった者に対しては、そうではない者に対してよりも慎重に調査を実施する必要があるためである。

政令で定める調査事項及びその理由としては、以下のものが考えられる。

ア 学歴及び職歴に関する事項

評価対象者が、外国にある学校又は国内の外国人学校で教育を受けた経歴や、特定有害活動と関係が深い企業、外国軍隊や外国政府に勤務した経歴を有する場合には、外国人等と接触する機会を通じて外国情報機関等から特定有害活動に関与するよう働き掛けを受けていることがあり得ると考えられるため。

イ 国外に保有する資産、国外への渡航の経歴その他の国外との関連を有する事情に関する事項

評価対象者が外国での投資及び不動産の所有といった経済的な利益を有している場合には、外国情報機関等が、これらの利益を脅かすことによって当該評価対象者の意思を抑圧し、情報漏えいを実行させることが考えられることから、こうした脅しの標的になっていることがあり得ると考えられるため。

また、外国に頻繁に渡航している場合、外国政府から給付・援助を受けたことがある場合、外国人との親密な交際関係がある場合等には、外国情報機関等から情報提供の働き掛けを受けていることがあり得ると考えられるため。

ウ 配偶者、家族及び同居人（配偶者及び家族を除く。）の氏名、生年月日及び住所並びに国籍に関する事項

評価対象者の配偶者や家族、同居人といった者に外国籍の者や帰化歴がある者がいる場合には、これらの者が当該評価対象者と密接な関係にあることを利用して、当該外国や原籍国の情報機関等が当該評価対象者に特定有害活動への関与の働き掛けを行うことがあり得ると考えられるため。

これまで述べた調査事項の中には、職業や国籍といった社会的身分に関する項目が含まれるところ、特定の社会的身分にあることによって特別秘密の取扱いの可否を分けるのであれば、社会的身分等により政治的、経済的又は社会的関係において差別されないこと（法の下での平等）を要請する憲法に違反するのではないかとの指摘が有り得るところである。

この点、適性評価制度では、特定の社会的身分にあることをもってではなく、評価対象者の具体的な行動その他の状況に照らして適性を評価することから、

法の下での平等に違反しないと考えられる。

また、適性評価においては、上記のとおり、内心の領域にある信条、思想・良心や信仰そのものを調査事項とはしていないため、信条により差別されることはないことから法の下での平等に違反しないとともに、内心を告白させることがないことから憲法が要請する思想・良心の自由及び信教の自由を侵害しないと考えられる。

(4) 第4項について

第4項は、適性評価の実施に当たって対象としようとする者の同意を得ることとする旨及び同意に当たって告知すべき事項として、

- ・ 第2項各号に掲げる事項及び第3項の政令で定める事項について調査を実施する旨
- ・ 本人や関係者に質問し、本人に資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して報告を求めることがある旨
- ・ 第1項第3号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

を定めるものである。

適性評価の実効性を確保する上で実施権者が取得する必要がある評価対象者の個人情報には、人事管理のために通常保有しているものに限らず、精神疾患や信用状態その他の経済的な状況に関することといったプライバシーに深く関わるものも含まれる。そこで、適性評価制度が、評価対象者の責めに帰すべき個別具体的な職務上の義務違反や非行等がないにもかかわらず、行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として評価対象者が把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても実施権者が取得する必要がある制度であることに鑑み、評価対象者の個人情報の保護に配慮し、及び評価対象者の理解を得て制度を円滑に運営するための仕組みとして、適性評価の実施を評価対象者の明示的な同意に係らしめることとするものである。

以下、告知すべき事項ごとに、その趣旨を考察する。

ア 第2項各号に掲げる事項及び第3項の政令で定める事項について調査を実施すること（第1号）。

同意を取得することとした理由に鑑みると、同意を有意なものとするためには、実施権者が本法に規定する範囲で個人情報を取得し（評価対象者本人が提供するもの及び関係者への質問や公務所又は公私の団体から報告によるものを含む。）、これに基づいて適性の評価がなされることを対象としようとする者が認識した上で同意がなされる必要があると考えられる。

イ 本人や関係者に質問し、又は公務所若しくは公私の団体に照会して報告を求めることがあること（第2号）。

法制上は、照会権限を法定することによって行政機関の長が評価対象者の個人情報を取得することも可能であると考えられる。

しかし、評価対象者が認識していないままに、実施権者が関係者に質問し、又は公務所若しくは公私の団体に照会して個人情報を取得することとならないような仕組みが法制上担保されていなければ、個人情報の保護への配慮が適切になされているとは言い難く、また、実態的にも質問を受けた関係者や照会を受けた公務所又は公私の団体がこれに応じることをためらうことが見込まれ、適性評価の実効性が確保できなくなるおそれがあると考えられる。

ウ 評価対象者に資料の提出を求めることがあること（第2号）。

評価対象者が認識していないまま実施権者が評価対象者に資料の提出を求めることとならない仕組みが法制上担保されていなければ、評価対象者の理解を得て制度を円滑に運営するための配慮が適切になされているとは言い難く、適性評価の実効性を確保できなくなるおそれがあると考えられる。

エ 第1項第3号に該当する者として適性評価を実施しようとする者（第3号）

第1項第3号に該当する者は、改めて適性評価を実施することに同意しなかった場合には第8項の規定によりその時点で特別秘密を取り扱うことができなくなる点において、これに同意しなかった場合でも適性を有すると認められた旨の直近の通知をした日から5年を経過するまで特別秘密を取り扱うことができる第1項第2号に該当する者とは法的効果が異なる。

そこで、第1項第3号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合にはその旨を告知することにより、こうした法的効果を十分認識しないままに、特別秘密を取り扱う事務に従事できなくなる事態を回避するものである。

(5) 第5項について

第5項は、行政機関の長が、第2項及び第3項の調査を実施するため、必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる旨を定めるものである。

実効性のある適性評価を実施するためには、評価対象者について調査事項に関する個人情報を正確かつ必要十分に把握する必要がある。その方法としては、まず評価対象者から質問票の提出を受け、次に面接等により評価対象者から詳細な説明を受け、加えて質問票や面接における回答の真偽を確認する必要がある場合等には評価対象者から資料の提出を受けることが必要であると考えられる。

しかし、評価対象者本人が提供する個人情報が正確かつ必要十分とは限らな

いこと、情報を行政機関の長が適正に評価するためには、医者等の専門家の所見を必要とする場合も想定されることから、行政機関の長が正確かつ必要十分な情報を把握し、かつ、適正に評価するためには、行政機関の長が、当該行政機関の職員をして職場の上司や同僚といった評価対象者をよく知る関係者に質問させたり、公務所又は金融機関、医療機関といった公私の団体に照会し、報告を求めることができることとすることが不可欠である。

行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会する場合にあっては、照会を受けた公務所又は公私の団体から行政機関の長への報告は、個人情報保護に係る法律と整合的な方法で行われることが要請される。当該方法としては、具体的には、運用上の措置として、行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会し報告を求めるに当たり評価対象者本人の同意を得る方法と行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会し報告を求めることができる旨を本法に規定し、根拠を明確化する方法の2つの方法が考えられるが、相手方の理解及び協力を得られる制度とする必要があることを考慮し、後者の方法によることとする。

(6) 第6項について

第6項は、行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に通知しなければならない旨を定めるものである。

適性評価が、行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として、評価対象者本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても行政機関の長が取得する制度であること、適性評価の実施に当たってこれらの情報を取得することについて評価対象者の明示的な同意をあらかじめ取得することとしていることに鑑みると、行政機関の長が、取得した個人情報に基づいて所与の目的を達成したことを評価対象者との関係において外形的に明らかにするとともに、行政機関の長が評価対象者の適性についてどのような判断を行ったのかを評価対象者本人が知ることができる仕組みを整備することは、適性評価制度を円滑に運営するために必要となる評価対象者の理解を得るために当然に必要と考えられる。

適性を有しないと認める旨を通知した場合の法的効果としては、例えば、行政機関の長は、その職員を特別秘密の取扱者から除外するとともに、これによってその職務の遂行に支障が生じるときは、適切な時期に特別秘密を取り扱うことのない職に転任させるといった措置を講ずることが考えられる。また、その職員が、高位の職を占める者であって、転任させるべき適当な職がなく、こうした措置を講ずることが困難である場合には、適性を有しないと認められたことが職務を遂行する上での「事故」として、一時的に特別秘密の取扱いに係る職務を代行すべき者を指名する措置を講ずることが考えられる。

(7) 第7項について

第7項は、評価対象者に対し適性を有しないと認められた旨を通知する場合には、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施を妨げない範囲内において、その理由を通知することとする旨、その例外として、評価対象者があらかじめ理由の通知を希望しない旨の申出をした場合にはこれを通知しないこととする旨を定めるものである。

ここで、行政機関の行為としての適性評価の性格についてみると、

- ・ ある評価対象者が適性を有すると認められたとしても、その者が実際にいっような特別秘密を取り扱うこととなるかは、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が判断するのであって、この判断と独立して当該者が自由に特別秘密を取り扱う権利が付与されるわけではなく、したがって、適性を有しないと認められたとしても、そもそも失われる権利が存在するわけではないこと。
- ・ 特別秘密の保護のための措置を講ずる義務は行政機関の長又は警察本部長に課されているのであって、適性を有すると認められたことをもって当該者に個別・具体的な義務が課されるわけではなく、したがって、適性を有しないと認められたとしても、そもそも解除される義務が存在するわけでもないこと。

から、評価対象者の権利・義務の変動を伴う行為ではないため、「処分その他の公権力の行使」には該当しないと考えられる。また、適性を有するかどうかの判断は実施権者の裁量に委ねられている。これらのことを踏まえると、適性を有すると認めなかった場合にその理由を評価対象者に通知することが当然に必要となるわけではないと考えられる。

その上で、仮に適性を有しないと認めたとある結果のみを通知し、その理由を通知しないこととした場合、評価対象者には、例えば行政機関の長の当該判断に影響を与えた情報に誤りがあるのではないかとといった疑問を確認することができないことになるが、こうした疑問に可能な限り応える仕組みがあれば、適性評価制度に対する評価対象者の不信感が解消されることでその実施に誠実に対応することが期待でき、制度の実効性が確保されるというメリットがあると考えられる。これらを考慮すると、基本的には、適性を有すると認めなかった場合の理由は、評価対象者に通知することが有用と考えられるため、これを通知することとするものである。

その一方で、適性を有しないと認められた理由が具体的に通知された場合、その蓄積によって適性評価制度の評価基準を推測することが事実上可能となり得る。この蓄積は、特別秘密を漏らすリスクがあることを不当に隠そうとする者を利することにもなりかねず、ひいては適性評価の実効性の確保の妨げとなり得ることが考えられる。また、適性評価制度においては、行政機関の長が評価対象者の知人その他の関係者に質問したり、公務所又は公私の団体に対して照

会して報告を求めたりすることがあるが、こうした質問や照会によって得られる情報の中には、情報源を明らかにしないことを条件に得られるものもあるため、当該情報を明らかにすれば、以後質問や照会に対する協力が得られず、適性評価の円滑な実施の確保の妨げとなることが考えられる。

こうした状況が生じる場合についてまで理由を通知することは、特別秘密の漏えい可能性を低減させるという適性評価制度の趣旨を没却させるものであると考えられるため、こうした状況が生じないよう、理由の通知は適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において行うこととする。

また、結果の通知を希望した評価対象者のうち、適性を有しないと認められた場合にその理由の通知を希望しないものについては、当該理由を通知しなかったとしても制度の円滑な運営を妨げることはならないことから、こうした者には理由を通知しないこととする。

なお、適性評価は「処分その他の公権力の行使」に該当しないため、適性を有しないと認められた場合でも、行政不服審査法の不服申立て又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならないが、

- ・ 本法では適性を有しないと認められたことを理由として免職・解雇その他不利益な取扱いをしてはならない旨を規定していることから（第12条）、その結果を見直す機会を設ける必要性が実態的に高いとはいえないこと。
- ・ 本法の目的を達成するためには、漏らすおそれがあるとの疑いを払拭できない場合には、特別秘密の保護を徹底する方向に判断する必要があると考えられるところ、仮に不満に対応する仕組みを設ければ、適性を有するかどうかの判断について裁量を有する行政機関の長又は警察本部長が、不満への対応に注意を払うあまり、漏らすリスクに対して厳格な判断をすることを躊躇するおそれも考えられること。

から、本項の規定のほかに、適性を有しないと認められた者の不満に対応する独自の仕組みを設けることはしていない。

(8) 第8項について

第8項は、ひとたび適性を有すると認められた職員に、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要であると行政機関の長が認めて改めて適性評価を実施しようとした場合に、当該職員が適性評価を改めて実施することに同意しなかったときは、当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨を直近に通知した日から5年を経過していないという要件に該当していてもこれに該当しない、換言すれば5年を経過したものとみなして、改めて実施する適性評価を踏まえて、特別秘密を取り扱うことができることができる者の条件を定めた第6条第1項の規定を適用する旨を定めるものである。

すなわち、適性評価が第1項第3号に該当するとして実施される際に対象者がその実施に同意しなかったときは、改めて適性評価を実施することとした趣

旨を踏まえ、これに同意しなかった時点で特別秘密を取り扱うことができないこととなる。

第8条（適性評価の実施中に適性を有すると仮に認めることができる場合）

1 趣旨

本条は、第7条第1項第1号に該当する者として適性評価を実施中の職員について、特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合には、一定の条件の下で適性を有すると仮に認めることができることとする措置を定めるものである。

2 内容

本法では、特別秘密の保護を徹底するため、適性評価により適性を有すると認められた者のみが特別秘密を取り扱うことを原則としており、特に、特別秘密の取扱いを業務とする職員がいる行政機関のように、高度の注意力をもって特別秘密の保護に係る各種の措置を講ずることが求められる機関にあつては、適性評価に要する期間、時期や規模を考慮して計画的にその職員の適性評価を実施することが期待されることである。

しかし、適性評価が完了するには、通常、数ヶ月程度の期間を要することも見込まれるところ、事故その他の突発的な事態が生じて職員が欠けたことで早急に他の職員を補充する必要があるなど、特段の事情がある場合にまで、適性評価の手続が完了するまで一切その職員が特別秘密を取り扱えないこととすれば、当該行政機関の事務の遂行に不都合が生じることも、ないとはいえない。

このような場合に対応するため、通常の適性評価を実施する過程で、漏えいのおそれが相当程度排除できる段階まで調査が進捗していれば、適性評価の途中において適性を有すると仮に認め、その者が一定の期間に限り特別秘密を取り扱うことができることとするにも合理性があると考えられる。

(1) 第1項について

ア 第1項は、第一に、適性評価の途中において適性を有すると仮に認めることができる者は第7条第1項第1号に該当する者として適性評価を実施中の者であつて、同条第2項第1号（特定有害活動との関係に関する事）、第2号（犯罪及び懲戒の経歴に関する事）及び第3号（情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事）に掲げる事項についての調査が終了したものに限る旨を定めている。これは、適性評価の調査事項のうち、漏えいのおそれとの結び付きが特に強いこれら3つの事項についての調査が終了していれば、漏えいのおそれを排除するために必要な相当程度の情報が得られると考えられるためである。

イ 第1項は、第二に、適性を有すると仮に認める条件として、次のいずれにも該当することを定めている。

- ・ 調査が終了している第7条第2項第1号から第3号までについては、これらの事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこ

れを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと（第1号）。

- ・ 適性を有すると仮に認めようとする時点において、調査が終了し、又は調査を継続している第7条第2項第4号（薬物の濫用及び影響に関する事）、第5号（精神疾患に関する事）、第6号（飲酒についての節度に関する事）及び第7号（信用状態その他の経済的な状況に関する事）について、これらの事項のその時点までの調査の結果、特別秘密を漏らすおそれがあると認めるべき事情や当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと（第2号）。

なお、「特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情」とは、その事情の存在によって直ちに特別秘密を漏らすおそれがあるとみなされるわけではないが、関係者、専門家、公私の団体への質問や照会等更に詳細な調査を実施することで新たに得られる情報次第では、特別秘密を漏らすおそれがあると認めるべき事情になる可能性がある事情をいう。例えば、原因が明らかでない多額の借金があることや精神疾患の経歴があることが該当する。

(2) 第2項について

第2項は、行政機関の長は、適性を有すると仮に認めたときはその旨を評価対象者に対し通知する旨を定めている。これは、

- ・ 評価対象者が行政機関の長から何ら通知を受けることなく特別秘密を取り扱うことになれば、評価対象者にとっては適性評価の進捗状況が判然とせず、適切な手続きに基づいて特別秘密を取り扱っていないのではないかの不安や疑念を生じさせることを避けられること。
 - ・ 適性を有すると仮に認めた旨を通知することにより、行政機関の長が引き続き所要の調査を実施する必要があるため、そのために質問等を受けることがあることを評価対象者が予見することができ、残りの調査を実施する上での混乱を避けられること。
- が期待できるためである。

なお、第7条第2項第1号から第3号までの調査が終了した時点において、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情が存在する場合には、適性を有しないと仮に認める必要はなく、通常の適性評価の手続によって適性を有しないと認めた旨等の通知を行うこととなる。

第9条（都道府県警察の職員に係る適性評価）

1 趣旨

本条は、都道府県警察の職員として特別秘密を取り扱う者に係る適性評価については、行政機関の職員に係る適性評価を定めた第7条及び第8条の規定を準用する旨及び準用に当たっては実施権者に係る規定等について所要の読替えを行う旨を定めるものである。

2 内容

都道府県警察の職員に係る適性評価について第7条及び第8条の規定を準用するに当たっては、「行政機関の長」を「警察本部長」に読み替えることにより、その実施権者を警視総監又は道府県警察本部長としている。これは、

- ・ 都道府県警察は本法の行政機関ではないが、警察庁の所掌事務を遂行する上で警察庁長官の指揮監督を受けて特別秘密の取扱いの業務を行うほか、特別秘密に係る犯罪の捜査といった所掌事務を遂行する上で特別秘密を取り扱うことが想定されるため、特別秘密を取り扱う独立した組織として評価できることから、本法の行政機関に準じて都道府県警察単位ごとに特別秘密の保護を行わせることに合理性があると考えられ、その場合、特別秘密の保護の措置を講ずる責任がある者として行政機関の長に相当する者は警視総監又は道府県警察本部長であること。
- ・ 適性評価の実施権者は原則として国の行政機関に属する者をもって充てる必要があるが、この点、警察事務が本来的に住民の日常生活の安全の確保という地方的性格と国全体の安全等の確保という国家的性格とを併せ持つことを踏まえた上で、我が国の現行の警察制度では、都道府県警察に一定の国家的性格を付与していること。

から、都道府県警察の職員の適性評価は、警視総監又は道府県警察本部長を実施権者とするのが適当と考えられるからである。

第10条（契約業者の役職員等に係る適性評価）

1 趣旨

本条は、契約業者の役職員等として特別秘密を取り扱う者に係る適性評価については、行政機関の職員に係る適性評価を定めた第7条及び第8条の規定を準用する旨及び準用に当たっては結果の通知に係る規定等について所要の読替えを行う旨を定めるものである。

2 内容

契約業者の役職員等に係る適性評価においては、結果の通知は評価対象者だけでなく契約業者に対しても行う必要がある。これは、契約業者は、その役職員等のうち適性を有すると認められた者を把握していなければ、誰に特別秘密を取り扱わせることができるのか判断できないからである。

また、契約業者はその判断をする限りにおいて適性評価の結果を知る必要があることから、適性を有しないと認められた場合に行政機関の長はその理由を契約業者には通知しないこととする。

このため、契約業者の役職員等に係る適性評価について第7条及び第8条の規定を準用するに当たっては、これらの点を反映するよう結果の通知に係る規定について所要の読替えを行っている。

なお、契約業者の役職員等の適性評価において契約業者を実施権者としなないのは、国及び国民の安全の確保にとって重要な秘密情報として国が特別秘密に指定したものについて、これを厳格な管理に服せしめるのは国の責務と考えられることから、実施権者は国の行政機関に属する者をもって充てる必要があるからである。

第11条(適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限)

1 趣旨

本条は、適性評価の実施権者である行政機関の長及び警察本部長が、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する評価対象者の個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない旨を定めるものである。

2 内容

特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価するためには、第7条第2項各号に掲げる事項及び第3項の政令で定める事項に関して評価対象者の個人情報を取得する必要があるが、この中には、通常の人事管理上保有される個人情報以外にも、精神疾患や経済的な状況といったプライバシーに深く関わるものが含まれている。

ここで、適性評価制度において、個別具体的な職務上の義務違反や非行がないにもかかわらず、このようなプライバシーに深く関わるものまで含めた個人情報の取得が許容されるのは、国及び国民の安全の確保にとって重要な情報である特別秘密を保護するための同制度に、個人の権利利益の保護の要請との比較衡量においてもなお優先されるほどの高い公益性が認められるためである。このことに鑑みれば、適性評価の実施のために取得された個人情報は、それ以外の目的のために利用され、提供されることがないよう特に慎重な取扱いが求められると考えられる。

適性評価の実施のために取得された個人情報は、基本的には、行政機関にあっては行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めた行政機関個人情報保護法に従って保護される。ここで、同法においては、法令に基づく場合(同法第8条第1項)以外にも、個人の権利利益の保護の必要性和個人情報の有用性を比較衡量して有用性の方が上回る場合等、取得した目的以外の目的で利用・提供ができる例外的な取扱いも認められている(同法第8条第2項)が、単純にこの法律に従うこととすれば、適性評価で取り扱われる評価対象者のプライバシーに深く関わる個人情報が、例えば人事評価においても利用されるのではないかとといった不安感や不信感が評価対象者に発生し、適性評価制度の実効性を損なうことになりかねないと考えられる。このような事情は都道府県警察においても同様である。

この点を解決するため、本法においては、行政機関の長及び警察本部長が適性評価の実施のために取得した個人情報に関しては、同法第8条第2項に定める例外的な利用・提供を禁止することとする。

第12条(不利益取扱いの禁止)

1 趣旨

本条は、適性評価の対象としようとする者が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性評価の対象となった者が適性を有しないと認められたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない旨を定めるものである。

2 内容

適性評価制度は、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがないと認められた職員以外の職員をその取扱者から除外することにより特別秘密の漏えいを防止することを目的としている。したがって、行政機関の長、警察本部長及び契約業者は、対象者であるその職員等の適性評価の結果を当該目的を達成するために用いるべきことは論をまたないところである。

この点、適性評価の対象としようとする者が適性評価を実施することに同意しなかった場合に、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が指揮命令義務違反や誠実義務違反を問うことや、適性を有しないと認められた場合にその職員等を勤務全般における適性を欠く者とみなして、免職・解雇、降任、減給等の処分をしたり、専ら雑務に従事させ就業環境を害したりするといった、適性評価の目的以外の場面で適性評価の結果を斟酌する余地があれば、対象者が自らの責めに帰すべき非違がない中で、任命権や給与決定権を背景に行政機関の長、警察本部長又は契約業者が、特別秘密を取り扱わせようとしたことを口実として、対象者に一方的に不利益を与えるという理不尽な事態が起こらないとも限らない。

さらに、そうした事態への不信感ないし不安感を払拭できなければ、対象者は、適性評価の実施に同意しつつも調査事項に係る個人情報を漏れなく正確に提供することをためらい、それによって特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを実施権者が適正に評価できず、制度の実効性を損なうことになりかねない。

このため、行政機関の長、警察本部長及び契約業者が、適性評価の対象としようとする者が適性評価を実施することに同意しなかったこと又は適性評価の対象となった者が適性を有しないと認められたことを理由として、不利益な取扱いをすることがないようにする必要がある。

(1) 第1項について

第1項は、行政機関及び都道府県警察の職員に関する不利益取扱いの禁止について定めている。

行政機関の職員にあっては、一般職の職員については国家公務員法の適用が、自衛隊の隊員については自衛隊法の適用があり、また都道府県警察の職員にあっては国家公務員法又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)の適用があり、それぞれの法律の任用、免職等に関する規定を的確に運用することによって、

適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として免職その他不利益な取扱いを受けることが担保されている。

このため、これらの者については、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として、これらの者に免職その他不利益な取扱いをすることは禁止行為として違法であるという旨を明確化する必要性は必ずしも高くないものの、その趣旨を明文化しないことにより、後述する契約業者の職員等との比較において反対解釈を生じることが懸念されることから、この趣旨を確認的に規定することが適当と考えられる。民間部門の労働者と公務員に共通に適用される制度において免職等の不利益取扱いが懸念される場合に、公務員については国家公務員法その他の公務員法制によりそうした取扱いがなされないことが担保されているため、これを禁止行為として違法とする旨を明文化する必要性が必ずしも高くないものの、民間部門の労働者との比較において反対解釈が生じることがないよう確認的にその旨を規定している例としては、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第7条があり、本法もこれに倣ったものである。

適性評価を実施することに同意しなかった場合等において、これらの者に不利益を及ぼし得る者としては、任命権者や給与決定権者等が考えられることから、条文上で不利益な取扱いをしてはならない旨の規範を課す対象は、「行政機関等の職員の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者」とする。

なお、行政機関の職員のうち特別職の国家公務員（自衛隊の隊員を除く。）は、その職務の特殊性を踏まえ自由な任免が適当と考えられていることから、不利益取扱いの保護の対象としないこととしたものである。

(2) 第2項について

第2項は、契約業者の役職員等に関する不利益取扱いの禁止について定めている。

契約業者の役職員等のうち、使用される者に対する解雇その他不利益な取扱いは、労働契約法（平成19年法律第128号）第16条（解雇）及び第15条（懲戒）の規定並びに判例により、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当として是認することができない場合は、使用者の権利の濫用として無効となるとされている。

しかし、この旨の労働契約法の規定及び判例は、使用者の権利の濫用を判断する基準としては抽象的であり、当該法律や判例が、本法によって適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として行われた解雇その他不利益な取扱いに対しても効力を有するのことは必ずしも明確ではない。また、専ら雑務に従事させて就業環境を害するといった事

実上の不利益な取扱いや、既に契約業者との使用関係を終了した者についての不利益な取扱いを制限する法的根拠は現状存在していない。

したがって、契約業者が、その使用し、又は使用していた者に対して、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として解雇その他不利益な取扱いをすることは禁止行為として違法である旨を明確に規定することとする。

なお、使用される者以外の者にあつては、例えば役員はその解任、報酬が、会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株主総会の決議によって定められることから、本法に基づく不利益取扱いの保護の対象とはしないものである。

第13条（確認措置の実施についての準用）

1 趣旨

本条は、確認措置の実施に係る個人情報の利用及び提供の制限並びに不利益取扱いの禁止については、適性評価に関しこれらを規定した第11条及び第12条第1項の規定を準用する旨及び所要の読替えを行う旨を定めるものである。

2 内容

確認措置を講ずるために行政機関の長又は警察本部長が取得する個人情報の中にはプライバシーに深く関わるものが含まれるが、こうした情報の取得が許容されるのは特別秘密の保護に高い公益性が認められるためである。このことを踏まえると、こうした個人情報は特別秘密を保護するという目的以外に利用・提供されることがないよう特に慎重な取扱いが求められる。

また、その職員が確認措置の実施に同意しなかったことや第6条第2項第3号に規定する特定の事实在存在しないことが確認できなかったことといった結果は、特別秘密の取扱いの可否を分ける判断でのみ斟酌されるべきである。

これらの点が担保されないのではないかとの不信感や不安感をその職員が払拭できなければ、行政機関の長や警察本部長は確認措置を的確に講ずることができず、その実効性が損なわれることになりかねないことは適性評価と同様である。

したがって、適性評価に係る個人情報の利用及び提供を制限する旨の規定及び不利益取扱いを禁止する旨の規定を確認措置の実施について準用することとしたものである。

第14条（その他の保護措置）

1 趣旨

本条は、行政機関の長及び警察本部長は、特別秘密の指定等について定める第3条、第4条及び第6条から第10条までのほか、政令で定めるところにより、第3条第1項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずる旨を定めるものである。

2 内容

本法では、第3条第1項に規定する事項を保護するため、特別秘密の指定（第3条）、指定の有効期間及び解除（第4条）、特別秘密の取扱者（第6条）、適性評価（第7条から第10条まで）について規定しているが、これら以外に第3条第1項に規定する事項の保護上必要な措置としては、防衛秘密の保護上必要な措置を政令に委任している自衛隊法及びこれに基づく自衛隊法施行令の関係規定を参考にすると、例えば、

- ・ 行政機関の長又は警察本部長が、その職員のうちから特別秘密の取扱いを管理する者を指名すること。
- ・ 第3条第1項に規定する事項が特別秘密として指定されたときに、当該事項の取扱いに従事する職員にその旨を周知すること。
- ・ 特別秘密の取扱いに従事する職員の範囲を定めること。
- ・ 特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び特別秘密の伝達を適切に管理するための措置を、行政機関の長又は警察本部長の定めるところにより講ずること。

が考えられる。

なお、都道府県警察は特別秘密を取り扱う独立した組織と評価できるところ（第9条の解説を参照）、警察本部長は、その組織における特別秘密の保護上必要な措置を講ずる責任を行政機関の長と同様に負わせることが適当と考えられることから、本条では、第3条、第4条及び第6条から第10条までに定めるもの以外の保護措置を講ずる旨について、行政機関の長と警察本部長を併せて規定している。

第15条（政令への委任）

1 趣旨

本条は、本法各条に委任規定を持たない事項であって本法の実施に必要なものについて、政令で定めることを規定するものである。

2 内容

政令には、法律の具体的な委任に基づいてその委任の範囲内で法律の所管事項を定める委任命令と、法律の規定を実施するために必要な事項を定める実施命令があるが、本条は、本法に関する実施命令について規定したものである。

そして、本法の規定を実施するために必要な事項としては、各条ごとの必要性から当該条文に政令への委任を明記しているもの以外にも、法全体の実施に関する手続的・技術的な事項で政令で定めるべきものがあり得ることから、本条を置いたものである。

本条の規定に基づいて政令で定める事項としては、適性評価に係る告知の方法を条文に例示したところであるが、これ以外の事項で検討の対象になり得るものとしては、

- ・ 共有事項を指定する場合における協議に関する手続的・技術的な事項
 - ・ 複数の行政機関が特別秘密を共有する場合における指定の有効期間の延長及び解除に係る調整に関する手続的・技術的な事項
 - ・ 適性評価に係る同意の取得及び質問に関する手続的・技術的な事項
- といったものが考えられる。

第16条（この法律の解釈適用）

1 趣旨

本条は、本法の適用に当たって、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定めるものである。

2 内容

- (1) 本法では、秘密の範囲について、防衛秘密と同様に秘密の対象となり得る事項を別表で具体的に限定列挙するとともに、防衛秘密の「我が国の防衛上特に秘匿する必要があるもの」に相当する要件をより具体的に規定して指定の要件の精緻化を図っている。

また、罰則については、正当な取材活動は漏えいの教唆として処罰対象とならないことが判例法理として確立していることに加え、本法では、処罰対象とすべき取得行為を具体的に限定列挙したため、正当な取材活動が本法により処罰される余地はない。

- (2) さらに、本法は、附則で内閣法を改正して、秘密の保護について専門的な知見を有する内閣情報官に特別秘密の保護に関する総合調整等の事務を掌理させることとしており、ガイドラインの作成等により本法の適切かつ統一的な運用を確保することとしている。

- (3) このように、本法は適切な運用の確保を図るために必要な制度設計を行っているが、個別の特別秘密そのものが条文に規定されているわけではなく、秘密を取り扱う立場にない一般人との関係においてある程度抽象的な法律と受け止められることは、本法の性格上やむを得ないところである。加えて、防衛秘密制度とは異なり本法においては、秘密を取り扱う立場にない一般人が主たる罰則の対象に含まれ、重罰を科される余地があることも考慮し、本法に近い性格を有する日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）（以下「MDA秘密保護法」という。）の訓示的規定（第7条）と同様の規定を本法に置き、政府として本法の適切な運用に万全を期すべきことを入念的に明らかにすることとしたのが本条である。

- (4) なお、MDA秘密保護法にはない適性評価制度について、本法では、対象者の同意を要件とし、調査事項を具体的に限定列挙して恣意的な調査を排除し、適性評価の実施に当たって取得する個人情報の目的外利用・提供や、適性評価の実施への不同意等を理由とする不利益取扱いを禁止していることに加え、ガイドラインの作成等によりその適切かつ統一的な運用を確保することとしており、適切な運用の確保を図るために必要な制度設計を行っている。しかしながら、適性評価制度については他の法律に類を見ない制度を導入するものであり、その適切な運用に特に万全を期す必要があることに照らしても、本条の意義は認められる。

第17条（特別秘密の漏えい罪）

1 趣旨

特別秘密の保護のためには、業務により特別秘密を取り扱う者（以下「業務者」という。）による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止することが必要不可欠である。そこで、本条では、業務者による特別秘密の故意の漏えい、同未遂及び過失による漏えいを処罰するものである。

2 内容

(1) 取扱業務者による故意の漏えい罪（第1項）

ア 主体

(7) 業務者のうち「特別秘密を取り扱うことを業務とする者」（以下「取扱業務者」といい、それ以外の業務者を「業務知得者」という。）である。改正前自衛隊法は「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」（同法第12条第1項）による防衛秘密の漏えい行為のみ処罰の対象としているところ、本項はそれと同様の者による特別秘密の漏えい行為を処罰するものである。

「特別秘密を取り扱うこと」とは、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務をいい、「業務」とは、人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う事務をいう。したがって、取扱業務者とは、社会生活上の地位に基づき、反復継続して、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務を行う者をいう（防衛解説55頁）。具体的には、防衛省、外務省、警察庁、公安調査庁、内閣官房等において、我が国及び日本国民の安全を脅かす国内外の情勢に関する情報といった機微な情報の収集・分析に従事する者等が想定される。また、第6条の規定によりこれらの行政機関から特別秘密の提供を受けてその取扱いの業務を行う行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等も取扱業務者に該当する。

(4) 取扱業務者は、特別秘密の取扱いを反復継続することが見込まれるため、業務知得者に比べ、特別秘密に触れる程度や頻度が高く、その漏えいによる法益侵害の範囲が多岐にわたり、頻発のおそれも大きく、法益侵害の危険が高くなることが考えられる。

また、取扱業務者は、その職務上特別秘密の取扱いが当然に予定され、それ故に特別秘密を厳格に保全することがその職務上特に強く求められる者であるため、業務知得者に比べてより厳格な秘密保全義務を負う者であり、かつ、このような義務を負うことを前提に自己が所属する機関から特別に信頼されて当該職務に就いている者と考えられる。このような取扱業

務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、より非難可能性が高いと考えられる。

このように、取扱業務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、法益侵害の危険が高く、また、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとした。

(ウ) 本法の罰則の目的は、業務者による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止することであり、いったん業務者として特別秘密を知得してその保全下に置いた者であれば、その後の漏えい行為はたとえそれが当該業務を離れた後のものであっても本法により処罰すべきであって、本項後段はそのような行為を処罰するための規定である。

他方、行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等が業務によりある事項を知得した後に当該業務を離れ、又は退職し、その後に当該事項に対して特別秘密の指定があった場合、当該者は一度も業務者として当該特別秘密をその保全下に置いていないため、その後の漏えい行為は本法による処罰の対象とはしない。この場合、行政機関又は都道府県警察の職員による漏えい行為は、国家公務員法等により処罰され得る。

イ 「知得」

「知得」とは、改正前自衛隊法及びMDA秘密保護法に規定する「知得」と同義であり、無形的な事項すなわちある事実又は情報を知っている状態をいい、「知っている」すなわち認識の程度としては、「特別秘密を含めた何らかの秘密であること」の認識があり、かつ、「特別秘密を含めた何らかの秘密の意味をまったく認識していないわけではない」程度の意味の認識があれば足りる（防衛秘密制度の創設に係る自衛隊法改正当時の防衛庁作成に係る内閣法制局説明資料（以下「自衛隊法改正資料」という。）。）

この点、MDA秘密保護法は特別防衛秘密として無形的な事項（「左に掲げる事項」（同法第1条第3項））に加え「これらの事項に係る文書、図画又は物件」（同項）という有体物を定義したため、処罰すべき漏えい行為の対象に関し、無形的な事項についての「知得」に加え、有体物についての「領有」も規定しているのに対し、改正前自衛隊法は無形的な事項のみを防衛秘密として定義したため、無形的な事項についての「知得」のみを規定している。本法は改正前自衛隊法と同じく無形的な事項のみを特別秘密として定義するものであるため、同法に倣い「知得」のみを規定することとした。

このように、改正前自衛隊法及び本法では、処罰すべき漏えい行為の対象に関し有体物についての「領有」を規定していないが、有体物に係る漏えい行為を処罰の対象外とするものではない。すなわち、事項を記録する文書等の占有を得る際に当該事項について上述の程度の認識を得た場合、当該事項を「知得」したこととなり、当該文書等に係る漏えい行為も処罰の対象となる。他方、事項を記録する文書等の占有を得たものの当該事項について何ら

の認識も有していないような場合、当該事項を「知得」したものとはいえず、当該文書等に係る漏えい行為は処罰の対象とはならない。

なお、本法第18条第1項に規定する「取得」とは後述のとおり事項を記憶すること及び事項に係る有体物の占有を得ることをいうところ、上記のように文書等の占有を得たものの事項について何らの認識も有していないような場合、「知得」には該当しないものの「取得」には該当する（ただし、故意が欠けるため取得罪は成立しない。）。

ウ 「漏らした」

改正前自衛隊法に規定する「漏らした」と同義であり、自己以外の者に対し、正当な理由なく、特別秘密たる事項を口頭、電話、放送等により告知し、若しくは文書、図画、電信等によって伝達し、又は特別秘密たる事項を含む文書、図画、物件を交付することであり、相手方をして了解させることを必要とせず、知り得る状態に置いたことをもって足りる（自衛隊法改正資料）。

エ 法定刑

(7) 特別防衛秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪（MDA秘密保護法第3条第1項第3号）及び営業秘密の故意の開示等の罪（不正競争防止法（平成5年法律第47号）第21条第1項第4号ないし第6号）の法定刑がいずれも10年以下の懲役であることとのバランスに鑑み、特別秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑も10年以下の懲役とすることとした。

この点、改正前自衛隊法は、漏えいもたらす影響として、自衛隊の任務遂行への支障といういわば中間的な段階に着目し、同法の他の罰則とのバランスも考慮して防衛秘密の取扱業務者による漏えい罪の法定刑を5年以下の懲役としているが、本法は、国及び国民の安全の確保に対する脅威という漏えい行為の本質的な性格に着目するものであり、その結果として改正前自衛隊法と異なる法定刑を定めることに合理性は認められると考えられる。

(イ) また、過去の秘密漏えい事案においては金銭的対価を伴うものが少なくないため、罰金刑を任意的に併科することとし、現行法上10年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は1000万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

オ 他罪との関係

行政機関又は都道府県警察の職員が特別秘密を故意に漏えいした場合、本項又は第2項の漏えい罪が成立するほか、国家公務員法等の守秘義務違反罪が成立することがあるところ、その場合、両者は観念的競合（刑法（明治40年法律第45号）第54条第1項前段）として処断されることになる。

カ 義務規定の要否

秘密保全に関する現行法制においては、国家公務員法のように、義務規定を設けた上でその違反行為に対する罰則を別途規定する例もあるが、本法の

特別秘密の漏えい行為は、改正前自衛隊法の防衛秘密の漏えい行為と同様、本来的に反社会的であると考えられるため、義務規定は設けないこととした。

(2) 業務知得職員による故意の漏えい罪（第2項）

ア 主体

(7) 業務知得者のうち、行政機関又は都道府県警察の職員である（以下「業務知得職員」という。）。

業務知得者については、MDA秘密保護法において、「(イ)捜査官が本法違反事件の捜査にあたり防衛秘密を知得領有した場合(ロ)国会議員が秘密会で防衛当局の説明を聴取した場合(ハ)大蔵省主計官が防衛当局の予算の説明を聞く際知得領有した場合(ニ)本法違反被疑事件担当の弁護士が知得領有した場合(ホ)タイピストや謄写版の筆耕が防衛秘密事項のタイプや製版を依頼されて知得した場合等」（郡祐一「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法精義」103頁）が想定されているところ、本項は業務知得者が行政機関又は都道府県警察の職員である場合に限ってその漏えい行為を処罰の対象とするものである。

(イ) 改正前自衛隊法においては、業務知得者による漏えい行為を処罰の対象としていないが、これは、そもそも防衛省・自衛隊を規律の対象とする同法（同法第1条参照）において、上記(7)に列挙した者をすべて罰則の対象とするのはいささか行き過ぎの感があり、関係方面との調整が困難であるため、処罰対象とすることを見送ったものと考えられる。

これに対して本法は、行政機関及び都道府県警察における特別秘密の保護のため、適性評価などの厳格な管理義務や罰則により行政機関及び都道府県警察を規律するものである。したがって、本法により処罰対象とすべき漏えい行為の主体は、行政機関又は都道府県警察の職員全体に及ぶこととするのが自然な考え方であり、職員の中に取扱業務者に該当しない業務者が含まれているのであれば、それらの者も含めて処罰対象とすることが適当と考えられるので、業務知得者であっても行政機関又は都道府県警察の職員に該当する者については処罰対象とすることとした。

なお、都道府県警察の職員が特別秘密に係る犯罪の捜査を職務とするため業務知得者として特別秘密を取り扱うことが具体的に想定されるのに対し、地方公共団体のその他の職員については、業務により特別秘密を知得することが想定し難いことから、本項の処罰対象とはしないこととした。

(ウ) 本項後段は、前項後段と同様、本法の罰則の目的に鑑み、業務知得職員による退職後の漏えい行為を本項により処罰するための規定である。

イ 法定刑

自由刑については、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、MDA秘密保護法におけるバランスを参考にし

て、5年以下の懲役とすることとした。

罰金刑については、現行法上5年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は500万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

(3) 取扱業務者又は業務知得職員による故意の漏えい行為の未遂罪（第3項）

「未遂」とは、漏えいの実行に着手したが、相手方に知り得る状態に至らなかった場合であり、例えば、特別秘密を記録した文書を郵送したものの、直後に検挙されて当該文書が相手方に到達しなかった場合などが想定される。

(4) 取扱業務者による過失漏えい罪（第4項）

ア 主体

第1項と同じく取扱業務者である。過失犯についても、取扱業務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、法益侵害の危険が高く、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとした。

イ 「過失により」

漏えいの認識又は認容のないまま不注意により一定の作為・不作為を行い、漏えいの結果を引き起こした場合であり、例えば、不注意により特別秘密であることを失念して当該特別秘密に係る事項を自己以外の者に告知した場合、特別秘密が記録された文書を公園のベンチに置き忘れ、自己以外の者が知得するに至った場合などが想定される。

ウ 法定刑

自由刑については、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、MDA秘密保護法におけるバランスを参考にして、2年以下の禁錮とすることとした。

また、2年以下の禁錮に対する選択刑としての罰金額は、1年以下の禁錮に対するものと同様、現行法上30万円以下とするのが最も一般的であるが、業務知得職員による過失漏えい罪との差別化を図る必要があると考えられることから、MDA秘密保護法におけるバランスを参考にして、50万円以下の罰金とすることとした。

(5) 業務知得職員による過失漏えい罪（第5項）

ア 主体

第2項と同じく業務知得職員である。

イ 法定刑

自由刑については、取扱業務者による過失漏えい罪の法定刑を2年以下の禁錮としたことを踏まえ、MDA秘密保護法におけるバランスを参考にして、1年以下の禁錮とすることとした。

罰金刑については、1年以下の禁錮に対する選択刑としての罰金額は、現行法上30万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

第18条（特別秘密の取得罪）

1 趣旨

(1) 業務者による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止するためには、業務者による漏えい行為を防止することが最も重要であるが、外部者による特別秘密の取得行為の中には、

① 欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合

② 窃盗、特別秘密の管理場所への侵入又は不正アクセスなど、業務者の管理を害する行為（以下「管理侵害行為」という。）を手段として特別秘密を直接取得する場合

など、業務者による漏えい行為の処罰では抑止できない態様のものがあり、近時、情報通信技術の進展に伴い、コンピュータ・ウイルスを用いて外部から直接企業内情報をねらった上記②に該当する事件が実際に発生していることも踏まえると、処罰の対象とする必要性は高いと考えられる。また、上記①②のような犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするものに限って処罰の対象とするのであれば、正当な取材活動など本来許容されるべき行為との区別も明確であり、国民の基本的な人権を侵害するようなおそれはないと考えられる。

したがって、外部者による特別秘密の取得行為のうち、上記①②に該当する取得行為に限って処罰の対象としたのが本条である。現行法上、機微な情報の取得を処罰する立法例として、不正競争防止法第21条第1項第1号の営業秘密の取得罪、割賦販売法（昭和36年法律第159号）第49条の2第2項のクレジットカード番号等の取得罪がある。

(2) なお、改正前自衛隊法においては、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象としていない。これは、そもそも自衛隊法が自衛隊内部を規律することを直接的な目的としており（同法第1条参照）、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象とすることが同法の目的からして必須とまではいえず、他方で外部者による取得行為を広く処罰の対象とすることに懸念があることを考慮したものと考えられる。

本法は、自衛隊法とは異なり、特別秘密の保護そのものを目的としている以上、その保全状態を脅かす行為であれば、業務者による漏えい行為に限らず処罰の対象とするのが適当である。

2 内容

(1) 特別秘密の取得罪（第1項）

ア 主体

主体に限定はない。

イ 「次に掲げる行為により行政機関、都道府県警察又は契約業者が保有する特別秘密を取得した」

「取得」とは、不正競争防止法第21条第1項第1号「取得」と同義であり、特別秘密を再現可能な状態で記憶すること又は特別秘密を記録する文書、図画若しくは物件若しくは特別秘密を化体する物件の占有を得ることをいう（経済産業省知的財産政策室「逐条解説不正競争防止法（平成21年改正版）」（以下「逐条解説不競法」という。）180頁）。

「次に掲げる行為により」とは、本項各号に規定する行為を特別秘密の取得の手段として用いることをいい、本項各号に規定する行為が複数認められる場合、最も直接的な手段として用いる行為を捉えて「次に掲げる行為」と評価することになる。例えば、施設に侵入した上で特別秘密を記録する文書を窃取した場合、「施設への侵入」（第3号）ではなく「財物の窃取」（第2号）により取得したものと評価することになる。

「取得」の対象を「行政機関、都道府県警察又は契約業者が保有する特別秘密」としているが、上述のように本条は外部者による特別秘密の取得行為のうち業務者による漏えい行為の処罰では抑止できない態様のものを処罰することを目的としており、漏えい行為を処罰とすべき業務者を行政機関又は都道府県警察の職員若しくは契約業者としたこと（第17条第1項及び第2項）に対応するものである。

ウ 「人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為」（第1号）

不正競争防止法第21条第1項第1号「詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。）」と同義であり、刑法上の詐欺罪、強盗罪、恐喝罪の実行行為である欺罔行為、暴行、脅迫に相当するものである（逐条解説不競法178頁）。欺罔行為等により特別秘密を記録する文書等の占有を得る場合のほか、特別秘密を口頭で聞き出す場合なども含まれる。

エ 管理侵害行為（第2号～第8号）

不正競争防止法は、営業秘密に係る管理侵害行為として「財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為」（同法第21条第1項第1号）を処罰の対象としているところ、営業秘密については、広く民間において保有され、管理の程度は各保有者により軽重様々であると考えられるため、「その他の保有者の管理を害する行為」には、比較的弱い管理を前提とする管理侵害行為、例えば

㉞ 望遠鏡等による覗き見

㉟ 聞き耳を立てて壁の向こう側の会話を盗み聞きする行為

㊱ 合法的に施設に立ち入り、無施錠の保管庫を無断で開ける行為

㊲ 暗号化されていない無線による通信を傍受する行為

といった行為まで含まれると解されている。

他方、本法の特別秘密については、保有者は国の行政機関、都道府県警察及び契約業者に限定されており、改正前自衛隊法の防衛秘密と同様、政令、訓令、ガイドライン等を通じて各保有者における厳格な管理を義務付けることを予定している上、特別秘密の管理に従事するのが適切でない者をあらかじめ除外する適性評価制度を新設するなど、一定水準以上の管理を確保するための制度的担保を強化している。そのため、特別秘密については、㉗～㉜のような一定水準に満たない不十分な管理を前提とする管理侵害行為を処罰の対象とする必要性が乏しく、刑罰の謙抑性等の観点も踏まえると、これらを処罰の対象としないことが合理的であると考えられる。

以上のことを踏まえ、本法においては、㉗～㉜のような一定水準に満たない不十分な管理を前提とする管理侵害行為を処罰の対象から外すため、特別秘密に係る管理侵害行為を限定列挙することとした。

(7) 「財物の窃取」(第2号)

有体物の占有という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、不正競争防止法第21条第1項第1号「財物の窃取」と同義であって、刑法上の窃盗罪の実行行為に相当するものである(逐条解説不競法178頁)。

(i) 「施設への侵入」(第3号)

施設における保管という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、不正競争防止法第21条第1項第1号「施設への侵入」と同義であって、刑法上の建造物侵入罪の実行行為に相当するものである(逐条解説不競法179頁)。

「施設」とは、一定の目的のために設けられた土地、家屋その他の建設物をいう(「法令用語辞典<第9次改訂版>」(以下「法令用語辞典」という。)474頁参照。)

(ii) 「施設若しくは設備を損壊し、又はその錠を特別秘密を保有する者(次号及び第八号において「保有者」という。)の同意なくはずす行為」(第4号)

保管庫にドリルで穴を開け、あるいは無断で保管庫を開錠して庫内から特別秘密を記録する文書を取り出し、その内容を記憶して立ち去る行為のように、施設又は設備における保管という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものである。

「設備」とは、機械、器具その他の建設物に備えられる物をいい(法令用語辞典474頁参照。)、特別秘密が保管された金庫などがこれに当たる。

「損壊」とは、刑法上の建造物損壊罪又は器物損壊罪の実行行為に相当するものである。

(e) 「映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設に設置する行為」(第5号)

会議室に無断で盗聴器を設置して会議における特別秘密に係る会話を盗聴する行為のように、閉鎖的な房室において入室を許可された者に限定して特別秘密に係る映像又は音声を視聴させるという管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものである。

「映像若しくは音声を送信する機能を有する機器」及び「録画若しくは録音の機能を有する機器」は、いずれも盗聴器や盗撮器のような機器であるが、前者は現に行われている会話等の様子を離れた場所で視聴することを可能とするもの、後者は会話等の様子を記録した機器を後日回収してその様子を視聴することを可能とするものをそれぞれ想定している。

「設置する行為」には、自ら施設内に立ち入って機器を設置する場合のほか、職員の衣服や所持品に機器を忍び込ませて施設内に持ち込ませるなど、情を知らない他人を利用して設置する場合も含まれる。

(ii) 「施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知してこれらの内部の音声に係る情報に変換する機能を有する機器を使用する行為」(第6号)

会議室等の閉鎖的な房室内の特別秘密に係る音声を盗聴する行為を処罰の対象とする点で第5号と共通しているが、閉鎖的な房室の内部に無断で盗聴器を設置するのではなく、機器を用いることにより閉鎖的な房室の外部から特別秘密に係る音声を盗聴する行為を処罰の対象とするものである。

「施設又は施設の区画された部分」とは、特定の者のみが特別秘密に係る音声を聴取することができる程度に閉鎖的な建設物又はその区画された部分をいう。

「振動を当該施設又は当該部分の外部から検知してこれらの内部の音声に係る情報に変換する機能を有する機器」とは、房室等の壁、窓等の振動を当該房室等の外部から感知し、これらの内部の音声を復元する機能を有する機器をいう。具体的には、窓ガラス等にレーザー光を照射し、その反射光の周波数等の変化を解析した上で音声に変換するレーザー盗聴器、壁等の微弱な振動を電気信号に変換し、その電気信号を増幅した上で音声に変換するコンクリートマイクが考えられ、これらの機器を「使用する行為」とは、これらの機器をその本来の用法に従って使うことをいう。

なお、本号は「使用する行為」に場所的な限定をしていないが、そもそも房室等の内部でこれらの機器を使用して特別秘密を取得することは想定されず、そのような使用を処罰対象から除く必要はないと考えられる。

(ii) 「有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為」(第7号)

a 「有線電気通信を傍受する行為」

「有線電気通信」とは、送信の場所と受信の場所との間の線条その他

の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいい（有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第2条第1項参照。）をいい、「傍受」とは、現に行われている他人間の電気通信（後述）について、その内容を知るため、当該電気通信の当事者のいずれの同意も得ないで、これを受けることをいう（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第136号）第2条第2項参照。）。

有線電気通信は、通信手段ないし通信内容の伝達経路そのものが閉鎖的性質を有しており、通信の当事者以外の第三者による傍受が本来想定されないものであるため、有線電気通信により特別秘密に係る通信を行うこと自体に一定の管理性を認めることができる。そこで、本法は、特別秘密に係る有線電気通信については、暗号を用いていないものも保護の対象とし、それを傍受する行為を処罰の対象とするものである。なお、暗号を用いた有線電気通信については、傍受する行為のみでは「取得した」と評価できないため、後述のとおり暗号を用いたその他の電気通信と併せ、傍受してその内容を復元する行為を処罰の対象とする。

b 「暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為」

「電気通信」とは、有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号参照。）。「無線」とは電波法（昭和25年法律第131号）上の電波を利用するものをいう。「その他の電磁的方式」とは光線その他の電波法上の電波以外の電磁波を利用するものをいい、具体的には、レーザー通信、赤外線通信等光の空間伝送によるものが考えられる（多賀谷一照ほか編著「電気通信事業法逐条解説」25頁）

（以下電気通信のうち無線及びその他の電磁的方式によるものを「無線等通信」という。）。

無線等通信は、有線電気通信とは異なり、通信手段ないし通信内容の伝達経路そのものが閉鎖的性質を有しておらず、当事者以外の第三者による傍受が想定されるため、暗号により当事者以外の第三者がその内容を復元できないようにするための措置を講じた上で通信が行われた場合のみ一定の管理性を認めることができる。そこで、本法は、特別秘密に係る無線等通信については、暗号を用いたもののみを保護の対象とし、有線電気通信を併せた電気通信全体について、暗号を用いたものを傍受してその内容を復元する行為を処罰の対象とするものである。

(*) 「不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八條の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実

行の用に供する行為その他の電子計算機による保有者の管理を害する行為」（第8号）

電子計算機を用いた管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものである。電子計算機により特別秘密が管理されている場合、その管理の程度が高く、その侵害行為は態様の如何にかかわらず処罰の対象とする必要があり、今後の情報通信技術等の急速な進歩によって可能となるハイテクを用いた悪質な手口にも適切に対応できるよう、限定列举ではない形で規定している。

「不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）」とは、不正競争防止法第21条第1項第1号と同様、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）違反の罪の実行行為である不正アクセス行為に相当するものである（逐条解説不競法178頁）。

「正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八條の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為」とは、不正指令電磁的記録供用罪の実行行為に相当するものである。

「その他の電子計算機による保有者の管理を害する行為」としては、例えば、ネットワークに接続されていない業務者のパソコンに無断でそのIDパスワードを入力してログインし、情報を盗み見する行為、業務者のパソコンが発する微弱な電磁波を傍受して情報を読み取る行為などが考えられる。

オ 法定刑

特別防衛秘密の探知・収集罪（MDA秘密保護法第3条第1項第1号）及び営業秘密の取得罪（不正競争防止法第21条第1項第1号）の法定刑がいずれも10年以下の懲役であることとのバランスに鑑み、特別秘密の取得罪の法定刑も10年以下の懲役とすることとした。

また、特別秘密の取得罪は金銭的対価を得る目的で敢行されることが典型的に想定されるため、罰金刑を任意的に併科することとし、現行法上10年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は1000万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

(2) 特別秘密の取得行為の未遂罪（第2項）

不正競争防止法の営業秘密の取得罪及び割賦販売法のクレジット番号等の取得罪は未遂を処罰対象としていないが、本法においては、特別秘密の重要性に鑑み未遂も処罰対象とすることとした。

「未遂」とは、取得行為の実行に着手したが、取得するには至らなかった場合であり、例えば、特別秘密を強取しようとして業務者に暴行を加えたが、業

務者が逃亡した場合などが想定される。

(3) 他罪との関係 (第3項)

特別秘密の取得罪(未遂も含む。以下同じ。)が成立する場合、詐欺罪(刑法第246条第1項)、暴行罪(同第208条)、脅迫罪(同第222条)、恐喝罪(同第249条第1項)、強盗罪(同第236条第1項)、窃盗罪(同第235条)、建造物侵入罪(同第130条)、建造物損壊罪(同第260条)、器物損壊罪(同第261条)、有線電気通信法違反の罪(同法第14条、第9条)、電波法違反の罪(同法第109条の2)、電気通信事業法違反の罪(同法第179条)、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反の罪(同法第11条、第3条)、不正指令電磁的記録供用罪(刑法第168条の2第2項)の構成要件にも該当することがあるところ、本項は、本条の罰則がこれらの罪の罰則の適用を排除するものではなく、特別秘密の取得罪と別個にこれらの罪が成立し、観念的競合(刑法第54条第1項前段)として最も重い刑により処断されることを明らかにするとともに、特別秘密の取得罪がこれらの罪の特別減輕類型になるものではないことを明らかにするものである。したがって、特別秘密の取得罪と強盗罪が成立する場合、強盗罪の刑である5年以上の有期徒刑により処断されることになる。本項と同様の規定は、不正競争防止法第21条第7項及び割賦販売法第49条の2第4項にも置かれている。

第19条 (共謀・教唆・煽動)

1 趣旨

いったん業務者による保全状態から流出した特別秘密は、それを漏えいした者や取得した者を罰しても取り返しがつかないため、流出の結果をもたらす危険性の大きい行為として、故意の漏えい行為又は取得行為(以下「漏えい行為等」という。)の共謀・教唆・煽動を処罰することとしたものである。

なお、特別秘密の保全状態からの流出を未然に防止するためには、漏えい等の予備についても処罰の対象とすることが考えられるが、共謀を伴わない単独の予備行為は、必ずしも外形的には明確に捉え難く、運用のいかんによっては処罰範囲が広がりすぎる懸念があると考えられるため、処罰の対象とはしないこととした。

2 内容

(1) 取扱業務者による漏えい行為等の共謀・教唆・煽動 (第1項)

ア 主体

主体に限定はない。

イ 「共謀」

改正前自衛隊法第122条第4項の「共謀」及び刑法第78条の「陰謀」と同義であり、2人以上の者が漏えい行為等の実行を具体的に計画して、合意することをいう。必ずしも、実行の細部にわたることを要しないが、漏えい行為等の実行についての抽象的、一般的な合意をするだけでは足りない(大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法第4巻」(以下「大コンメ第4巻」という。)36頁)。

業務者ではない者のみで漏えい行為を共謀した場合、特別秘密の流出の現実的危険性に乏しいため、本罪は成立しない。

漏えい行為等の共謀をした者が漏えい行為等を実行した場合、本罪は漏えい罪又は取得罪に吸収される(大コンメ第4巻37頁)。

ウ 「教唆」

改正前自衛隊法第122条第4項の「教唆」及びMDA秘密保護法第5条第3項の「教唆」と同じく独立教唆のことであり、漏えい行為等を実行させる目的をもって、人に対して、当該行為を実行する決意を新たに生じさせるに足る懲慝行為をすることをいう(大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法第3巻」(以下「大コンメ第3巻」という。)639頁)。

独立教唆は、教唆とは異なり、教唆行為、すなわち人に漏えい行為等を実行する決意を生じさせるに適した行為があれば、それだけで独立犯としての教唆が成立し、教唆行為の結果として被教唆者が漏えい行為等を実行したことを要しないのみならず、実行する決意を抱くに至ったことも要しない(大

コメ第3巻639頁)。

教唆行為の結果として被教唆者が漏えい行為等を実行した場合、教唆及び独立教唆の両者が成立し、観念的競合(刑法第54条第1項前段)として処断される(自衛隊法改正資料)。

なお、MDA秘密保護法及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和27年法律第138号)(以下「刑事特別法」という。)においては、特別防衛秘密及び合衆国軍隊の機密の漏えい行為等の独立教唆について、「教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。」旨を規定している(MDA秘密保護法第5条第4項、刑事特別法第7条第3項)。しかしながら、刑法総則の規定は特別の規定がない限り他の法令の罪についても適用されるのであって(刑法第8条)、上記規定は注意規定に過ぎず、独立教唆を規定する11の現行法中改正前自衛隊法を含む8法が同様の規定を置いていないことも踏まえ、本法では規定しないこととした。

エ 「煽動」

改正前自衛隊法第122条第4項の「煽動」及びMDA秘密保護法第5条第3項の「せん動」と同義であり、漏えい行為等を実行させる目的をもって、人に対して、当該行為を実行する決意を生ぜしめ又は既に生じている決意を助長させるような勢いのある刺激を与えることをいう(大コメ第3巻640頁)。

客観的に人に実行を決意させるか既存の決意を助長させるような性質の刺激を与えれば成立し、実際に決意を生ぜしめたか、あるいは、決意を助長させたことを必要としない。煽動の内容たる意思表示が相手方の認識又は了解し得べき状態に置かれたことをもって足り、相手方が現実認識又は了解することを必要としない。煽動の相手方は、特定少数者では足りず、不特定又は多数人であることを要する(大コメ第3巻641頁)。

オ 法定刑

取扱業務者による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動は、業務知得職員による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動と比べ、法益侵害の危険が高く、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとした。

そして、取扱業務者による故意の漏えい罪及び取得罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、MDA秘密保護法におけるバランスを参考にし、5年以下の懲役とすることとした。

(2) 業務知得職員による故意の漏えい行為の共謀・教唆・煽動(第2項)

主体及び行為は第1項と同様である。

法定刑は、取扱業務者による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動の法定刑を5年以下の懲役としたことを踏まえ、MDA秘密保護法におけるバランスを参考にし、3年以下の懲役とすることとした。

第20条（自首減免）

1 趣旨

特別秘密の業務者による保全状態からの流出という結果が発生する前の自首を促し、捜査官等において必要な方策を講じて実害の発生を未然に防止することができるよう、刑法第42条第1項の特則として自首による必要的減免を規定したものであり、改正前自衛隊法第122条第5項と同趣旨の規定である。

2 内容

(1) 対象となる罰則

故意の漏えい行為の未遂罪（第17条第3項）、取得行為の未遂罪（第18条第2項）及び故意の漏えい行為又は取得行為（以下「漏えい行為等」という。）の共謀罪（第19条）である。

漏えい行為等の教唆罪及び煽動罪（第19条）は、教唆も煽動も特別秘密の保全状態からの流出という結果が発生する前の行為ではあるものの、被教唆者又は被煽動者が漏えい行為等を実行するとしないとにかかわらず処罰することとした同条の趣旨に鑑み、本条の対象とはしない。

(2) 「自首」

刑法第42条第1項の「自首」と同義であり、犯人が誰であるかが捜査機関に発覚する前に、犯人が自発的に捜査機関に自己の犯罪事実を申告し、その訴追を求める意思表示をいう。

第21条（国外犯処罰）

1 趣旨

(1) 特別秘密の保護を徹底するためには、漏えい等に係る国外犯処罰規定を設けることが適当であると考えられるところ、本法が特別秘密の保護そのものを目的とするものであり、その保全状態を脅かす行為であれば処罰の対象とするのが適当であることから、すべての者の国外犯を処罰対象とする保護主義を採用するのが本法の目的に合致すると考えられる。

また、「国際法上一般には、とくに外国人の国外犯のうち、内乱、外患誘致、通謀利敵または破壊活動など、内国の安全、領土保全または政治的独立を害する『政治的基本秩序を害する罪』（外国人に対し刑罰をもって規制するものやむをえないという事情があれば、スパイ活動、外交・領事機関での偽証、出入国管理法令・関税法違反に関する共同謀議も含む）」（山本草二「国際法（新版）」236頁）が保護主義の適用対象となると解釈されているところ、本法の特別秘密は、国及び国民の安全の確保にとって重要な秘密であり、その漏えいが国及び国民の安全を害するものであるため、特別秘密の漏えいや取得行為等に保護主義を適用することは国際法上も許容されるものと考えられる。

そこで、保護主義を採用し、すべての者の国外犯を処罰することとしたのが本条である。

(2) なお、改正前自衛隊法においては、日本国民以外の者による国外犯が現実的には想定し難いことから、日本国民の国外犯のみを処罰対象とする属人主義を採用するにとどまっているが（同法第122条第6項）、本法における特別秘密は、防衛のみならず外交及び公共の安全と秩序の維持の分野にまで秘密の範囲を拡大するものであり、我が国の在外公館において外交に関する特別秘密を取り扱うことが見込まれることも踏まえると、日本国民以外の者による国外犯が敢行される事態が現実的なものとして十分想定されると考えられる。

2 内容

(1) 第17条の罪の国外犯（第1項）

第17条の罪は身分犯であり、すべての者の国外犯を処罰する刑法第2条の規定では空振りが多くなるため、「日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する」と規定することとした。

(2) 第18条及び第19条の罪の国外犯（第2項）

第18条及び第19条の罪は非身分犯であり、すべての者の国外犯を処罰することとしても空振りは生じないため、「刑法第2条の例に従う」と規定することとした。

附則第1条（施行期日）

1 趣旨

本条は、本法の施行期日について規定するものである。

2 内容

本法を円滑に施行するためには、政令の制定、各行政機関における内部規則の作成等を行う必要があり、防衛秘密制度の創設に係る改正自衛隊法が公布の日から起算して1年以内に施行していることを踏まえ、本条は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

ただし、本法が施行されてから、各行政機関が特別秘密を取り扱う職員等に対する適性評価を一通り完了するまでには相応の期間が必要となることを踏まえると、第6条の規定を他の規定と同時に施行した場合、行政機関の事務の遂行に支障が生じることになる。このため、第6条の規定については、他の規定よりも施行期日を遅らせることとし、その具体的時期は、特別秘密を取り扱う職員等が最も多い防衛省が職員等に対する適性評価を一通り完了するのに必要な期間を踏まえ、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定めることとしている。

附則第2条（自衛隊法の一部改正）

1 趣旨

本条は、本法の施行に伴い自衛隊法の一部について所要の改正を行うものである。

2 内容

- (1) 防衛秘密に関する規定の削除（第96条の2、第122条及び別表第4の削除）
防衛秘密制度を本法の特別秘密制度に移行させることに伴い、防衛秘密に関する規定である第96条の2、第122条及び別表第4を削除するものである。
- (2) その他の規定の整備（目次、第7章の章名等の改正）
防衛秘密に関する規定の削除に伴う規定の整備として、目次及び第7章の章名について所要の改正を行うとともに、第123条以降の条を繰り上げるものである。

附則第3条（防衛秘密に関する経過措置）

1 趣旨

本条は、本法の施行に伴い防衛秘密に関する経過措置について規定するものである。

2 内容

防衛秘密制度を本法の特別秘密制度に移行させることに伴い、改正前自衛隊法第96条の2第1項の規定により防衛秘密として指定されている事項を特別秘密として指定し直すこととすると、第3条第3項の規定による共有事項の指定に係る特定行政機関の長との協議が必要となり不合理な結果が生じることとなる。このため、本法の施行日の前日において改正前自衛隊法第96条の2第1項の規定により防衛秘密として指定されている事項については、施行日において防衛大臣が特別秘密として指定した事項とみなすこととするものである。

ただし、本条の規定により特別秘密とみなされる防衛秘密には有効期間が定められていないことから、防衛大臣が施行日から起算して5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めることを義務付けている。

附則第4条（罰則に関する経過措置）

1 趣旨

本条は、本法の施行に伴い防衛秘密の漏えい行為に係る罰則が廃止されることから、罰則に関する経過措置について規定するものである。

2 内容

(1) 「施行日前にした行為…に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」

本法の施行に伴う自衛隊法の一部改正により防衛秘密の漏えい行為に係る罰則が廃止されることから、本法の施行前に行われた防衛秘密の漏えい行為については、改正前自衛隊法における防衛秘密の漏えい行為に係る罰則を適用することとするものである。

(2) 「旧自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者であって施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものがその業務により知得した防衛秘密に関し、施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」

防衛秘密を取り扱うことを業務とする者が本法施行後も引き続き当該防衛秘密を取り扱うことを業務とする場合、本法施行時に附則第3条の規定により当該防衛秘密が特別秘密にみなされる結果、当該者は「特別秘密を取り扱うことを業務とする者」（第17条第1項）に該当することとなり、当該者がその業務により知得した防衛秘密に関する本法施行後の当該者による漏えい行為及びその他の者による共謀・教唆・煽動行為等については本法の罰則が適用されることになる。

それに対し、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者が本法施行前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなった場合、本法施行時に附則第3条の規定により当該防衛秘密が特別秘密にみなされても、当該者は「特別秘密を取り扱うことを業務とする者」又は「特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった」

（同項）者のいずれにも該当せず、当該者がその業務により知得した防衛秘密に関する本法施行後の当該者による漏えい行為及びその他の者による共謀・教唆・煽動行為については本法の罰則が適用されないと解される。そこで、本条は、このような行為について改正前自衛隊法の罰則を適用することとするものである。

附則第5条（政令への委任）

1 趣旨

本条は、前2条に規定するもののほか、本法の施行に関し必要な経過措置について、政令で定めることを規定するものである。

2 内容

- (1) 本法の施行に関し必要な経過措置として、前2条に規定するもの以外に、防衛秘密を本法の特別秘密制度に移行させるために必要な経過措置で政令で定めるべきものがあり得ることから、本条を置くものである。
- (2) 本条の規定に基づいて政令で定める経過措置として検討の対象となり得るものとしては、
 - ・ 防衛秘密の標記及び表示に関する経過措置
 - ・ 改正前自衛隊法第96条の2第3項の規定により他の行政機関に行わせている防衛秘密の取扱いの業務に関する経過措置が考えられるが、これらの経過措置の必要性については、特別秘密の標記・表示や他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手續について本法に基づき定められる政令の内容を踏まえて検討する必要がある。

附則第6条（内閣法の一部改正）

1 趣旨

本条は、本法の施行によって明確化する、特別秘密の保護に関する行政各部の施策の統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務を内閣情報官に掌理させるため、内閣法（昭和22年法律第5号）について所要の改正を行う旨を定めるものである。

2 内容

- (1) 本法には、特別秘密の指定や適性評価の実施その他の特別秘密を保護するための措置を講ずる義務を行政機関の長及び警察本部長に課している一方で、当該措置を講ずる行政機関や都道府県警察への立入検査、勧告等のいわゆる法施行事務の規定を置いていないという特徴がある。

こうした特徴を踏まえると、本法の施行に伴う事務であって個々の行政機関や都道府県警察が講ずる特別秘密の保護に関する個別具体的措置以外のものとしては、特別秘密の保護に関する基本的な方針等に関する企画・立案及び総合調整に関する事務、適性評価制度を統一的に運用するための企画・立案及び総合調整に関する事務が考えられる。

具体的には、

- ア 特別秘密制度の基本的な方針を能動的に打ち出すための閣議決定等を行う事務
 - イ 特別秘密制度を運用していく中で新たに生じた具体的な政策課題について個別的判断を閣議に諮り示す事務
 - ウ 適性評価制度について、事前に評価基準のガイドラインを作成する事務
 - エ 必要に応じて事後的に当該ガイドラインを見直す事務
- といった事務が考えられるが、これらの事務は、それぞれ内閣法第12条第2項第2号から第5号までに規定される内閣としての判断・決定が必要と判断される重要案件に関する企画・立案及び総合調整に関する事務（ア及びイ関係）又は行政各部の施策の統一を保持するために必要な企画・立案及び総合調整に関する事務（ウ及びエ関係）に該当するため、内閣官房において処理すべきと解される。

- (2) 次に、内閣官房において、どの組織がこれらの事務を行うことが適当かを考察する。

この点、内閣情報官は、内閣法第12条第2項第6号に掲げる「内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務」を掌理しているところ、

- ・ 「内閣の重要政策に関する情報」は、多分に本法による保護の対象とする国及び国民の安全の確保にとって重要な秘密情報と重なり合うこと。

- ・ 「収集調査」には収集調査した情報を適切かつ確実に保護することも当然の前提として含まれていることから、内閣情報官はその保護に係る高度に専門的な知見を現に有していること。

から、本法の施行によって明確化する内閣官房において処理すべき事務と内閣情報官が掌理する事務は、親和性が高いと考えられる。

他方、「内閣の重要政策」という点に着目すれば、現行法上「内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務」等を掌理する内閣官房副長官補においてこれらアからエまでの事務を掌理するという考え方もあり得るところである。しかし、内閣情報官と比較した場合、その事務において取り扱う事項と本法による保護の対象とする秘密情報とが重なり合う部分は大きいわけではなく、そのためこうした秘密情報の保護に係る知見を有しているわけではないことから、これらアからエまでの事務と内閣官房副長官補が掌理する事務との親和性は低いと考えられる。

これらのことを考慮すると、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するものについては、内閣情報官が掌理することが合理的と考えられる。

- (3) 最後に、内閣法の改正の方法について考察する。

本法の施行によって、特別秘密の保護に関する行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務が明確化し、その事務の頻度や量が高まることから、本法の施行と内閣官房がつかさどる事務に関する内閣官房に置かれる官職の事務分担の見直しは一体不可分なものである。したがって、本法の附則において内閣法を改正することとする。

改正に当たっては、内閣情報官が新たに掌理することとなる事務の範囲が特別秘密に係る企画・立案及び総合調整の範囲に限られることを適切に表現するため、本法の特別秘密の定義の規定（第2条第1項）を引用することとする。

1 趣旨

別表は、防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持に関する事項には、広範多岐な内容が含まれ得るところ、国及び国民の安全の確保のために重要な情報の漏えいの防止を図るといふ本法の目的に鑑み、別表において、特別秘密の対象となり得る事項を限定的に規定することとしている。

2 内容

- (1) 本別表は、防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持の3分野に関する事項のうち典型的に秘匿する必要性が高いと認められるものを明らかにするため、分野ごとに号立てをした上で各号に具体的な事項を規定している（詳細については、別表各号の解説を参照）。
- (2) なお、別表各号の柱書の「防衛に関する事項」、「外交に関する事項」及び「公共の安全と秩序の維持に関する事項」との規定は、以下のとおり、それぞれの各号列記事項との関係で特別秘密の対象となり得る事項を限定する効果を有している。

ア 第1号イについて、「自衛隊の運用」に関する事項のうち「防衛」に関するもの、すなわち防衛出動時における自衛隊の活動又はこれに極めて密接な関連を有するものに限定している。

イ 第2号イ及びロについて、「我が国の安全保障等に係る重要施策の方針」に関する事項及び「我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容」に関する事項のうち「外交」に関するものに限定している。

ウ 第3号イについて、「テロリズム等緊急事態」への対処計画等に関する事項のうち「公共の安全と秩序の維持」に関するものに限定しており、武力攻撃事態における自衛隊の運用計画等の「防衛」に関する事項は対象とならない。

別表第1号（防衛に関する事項）

1 趣旨

本号は、防衛に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

防衛とは、直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を實力をもって守ることをいい、自衛隊が外国の軍隊等に対して行う作戦行動のみを指すのではなく、情報収集、物資の輸送・補給、装備品等の修理等の作戦行動に密接な関連を有する諸活動を含む。本号は、国及び国民の安全の確保のために重要な情報の漏えいの防止を図るといふ本法の目的に鑑み、防衛秘密となり得る事項を限定的に規定している改正前自衛隊法別表第4に掲げられている事項を基本的に継承するものである。

2 内容

(1) 別表第1号イについて

ア 「自衛隊の運用」

防衛出動や警戒監視活動等の具体的な任務を与えられた自衛隊が当該任務を遂行することをいう。「自衛隊の運用」の具体的な内容としては、運用に係る命令、当該命令の実施状況、武器使用基準を含む対処要領、部隊行動基準等が含まれる。

本号の対象は「防衛に関する事項」に限定されるどころ、防衛出動時における自衛隊の運用が対象となるのは当然であるが、それだけに限られるものではなく、例えば、警戒監視活動、対領空侵犯措置等の実施要領など、防衛出動時以外の自衛隊の活動に関する事項であっても、防衛出動時における自衛隊の活動と共通するなど極めて密接な関連を有するものについては、本号の対象となり得る。

この点、改正前自衛隊法別表第4第1号には「防衛に関する事項」という限定がないが、「我が国の防衛上特に秘匿する必要があるもの」でなければ防衛秘密として指定できないことから、防衛秘密に指定し得る事項は、「自衛隊の運用」に関する事項のうち防衛出動時における自衛隊の活動又はこれと極めて密接な関連を有するものに限られると解されている。このため、本号においては、対象を「防衛に関する事項」に限定することにより防衛秘密に指定し得ない事項をあらかじめ除外し、対象となる事項の明確化を図ったものであり、特別秘密に指定し得る「自衛隊の運用」の範囲を防衛秘密よりも狭めるものではない。

イ 「自衛隊の運用に関する見積り若しくは計画」

防衛出動等の具体的な任務を与えられた場合の自衛隊の対処に関する計画、及び当該計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢その他の事

項に関する分析評価又は予測をいう。自衛隊の効率的かつ効果的な運用のためには、そのための計画が必要であるが、当該計画を作成する上で内外の諸情勢に関する緻密な見積りが必要であることから、本号は計画と見積りを一体的に規定している。

具体的には、「防衛、警備等に関する計画」（防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第8号）第18条）及びこの計画の作成に資するために作成される見積り等が挙げられる。

ウ 「自衛隊の運用に関する研究」

自衛隊の効率的かつ効果的な運用に資すること等を目的として行う運用に関する各種の研究をいう。

エ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、自衛隊の具体的な対処要領や活動状況等、自衛隊の運用の態勢、関心事項等の手の内が明らかになることから、相手国が我が国を効果的に侵攻することが可能になり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(2) 別表第1号ロについて

ア 「防衛に関し収集した重要な情報」

防衛に関して情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「防衛に関し収集した情報」には、防衛を所掌する防衛省が収集した情報、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち防衛に関するもの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、防衛に資することから防衛省と共有されるに至ったものが含まれる。

イ 「防衛に関し収集した電波情報」

防衛に関して収集した通信情報（COMINT）、電子情報（ELINT）及び宇宙飛翔体情報（TELINT）をいう。

具体的には、「通信情報」とは、通信の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報を、「電子情報」とは、レーダー波、航法用電波など通信以外の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報を、「宇宙飛翔体情報」とは、電子情報のうち、弾道ミサイル等の宇宙飛翔体から通信以外の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報をいう。

ウ 「防衛に関し収集した画像情報」

防衛に関して、人工衛星、航空機、ヘリコプター等を利用して地表面等の観測や撮像を行った結果として得た画像情報及び当該画像情報を処理・分析して得られる情報をいう。具体的には、自衛隊が収集・処理した画像情報の他に、内閣衛星情報センターが収集・処理した画像情報等が挙げられる。

エ 「防衛に関し収集したその他の重要な情報」

「電波情報」や「画像情報」と同等程度に重要と判断されるその他の情報をいい、具体的には、外国政府等からの提供情報や総合的な分析成果等が挙げられる。

オ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

- ① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる
- ② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる
- ③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、
 - ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
 - ・ 情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国を防衛するために適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3) 別表第1号ハについて

ア 「情報の収集整理」

「防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ 「情報の収集整理の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいい、具体的には、電波情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な通信網等、画像情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な地域、場所等が挙げられる。

「情報の収集整理の能力」には、防衛省の情報の収集整理に関する能力の他に、防衛省に防衛に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

ウ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

- ① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる
- ② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる
- ③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、
 - ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
 - ・ 情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国を防衛するために適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4) 別表第1号ニについて

ア 「防衛力」

侵略を排除する国家の意思と能力を表すものとして、侵略を未然に防止し、万一侵略を受けた場合にはこれを排除する機能を有するものであり、自衛隊の部隊の規模や編成、装備品等の種類や数量等、我が国を防衛する上で必要な人的、物的その他の能力の総体をいう。

イ 「防衛力の整備」

現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術等の動向等を踏まえ、部隊の改編、装備品等の整備等により国及び国民の安全を確保するために適切な防衛力を構築又は維持することをいう。

ウ 「防衛力の整備に関する見積り若しくは計画」

防衛力の整備を行うために作成する計画、及び当該計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢等に関する分析評価又は予測をいう。防衛力の効率的かつ効果的な整備のためには、そのための計画が必要であるが、当該計画を作成する上で内外の諸情勢に関する緻密な見積りが必要であることから、本号は計画と見積りを一体的に規定している。

具体的には、「統合中期防衛構想」（防衛諸計画の作成等に関する訓令第8条及び第9条）として作成される防衛力整備に関する計画及びこの計画の作成に資するために作成される「統合中期情報見積り」（情報業務の実施に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第21号）第19条）等が挙げられる。

エ 「防衛力の整備に関する研究」

現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術の動向等に関する分析を踏まえた将来の防衛力の在り方の検討に資する研究をいう。

オ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、現在の我が国の防衛力の問題点に加えて、将来的な防衛力の方向性が明らかになることから、相手国が我が国の防衛力の弱点をつく効果的な作戦の遂行や軍事力の構築を行うことが可能になり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

なお、本号に該当する事項は、現在の我が国の防衛力の問題点や将来の防衛力の方向性を明らかにする内容を含み得るため、特別秘密の対象となり得ると考えられるが、多額の予算を必要とする防衛力の整備について国民の理解を得る観点等から、防衛力の整備に関する計画の概要については、中期的な観点から防衛力を整備するための政府の方針である「中期防衛力整備計画」や各年度の予算において公表されている。

(5) 別表第1号ホについて

ア 「防衛の用に供する」

自衛隊が作戦行動等（作戦行動及び情報収集、物資の輸送・補給、装備品等の修理等の作戦行動に密接な関連を有する諸活動をいう。以下同じ。）に用いることを意味する。本別表は、漏えいした場合に我が国の防衛に極めて重大な支障を来す可能性のある事項の範囲を限定的に明示するものであることから、「防衛の用に供する物」は、防衛のために用いられる物件の全てではなく、自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その物の属性上又は用途上の本来的な目的とする物件等に限定され、具体的には、武器、弾薬、船舶、航空機の他に、戦車、装甲車等の車両等が挙げられる。

このため、「防衛」のために使用される可能性がある物件等のうち、自衛隊が使用する事務用機器等、当該物件の属性上又は用途上の本来的な目的として、自衛隊が直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を實力をもって守るために用いるとは解されないものについては、本号の「防衛の用に供する物」には該当しない。

なお、改正前自衛隊法別表第4第5号は、施設と物件の二面性を有する船舶が同法第121条の「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」に含まれないと解されていることを踏まえ、別表における「防衛の用に供する物」に船舶が含まれることを括弧書きで規定しているが、本法においては、船舶を武器、弾薬及び航空機と並記した上で、施設としての性格も備えている船舶を「防衛の用に供する物」の例示とするのは必ずしも適当といえないため、「その他の防衛の用に供する物」の「その他の」を「その他」として

イ 「防衛の用に供する物の種類又は数量」

各部隊等や各機関若しくは自衛隊が全体として保有している装備品等の種類又は数量をいう。

ウ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、個別の部隊等又は自衛隊全体の戦闘能力や継戦能力等が明らかになることから、相手国が自衛隊の部隊等の弱点を踏まえた作戦を実施することが可能となり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(6) 別表第1号へについて

ア 「防衛の用に供する通信網の構成」

自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする通信網の拠点、経路又はその容量等をいう。このため、一般業務用の通信網や基地内LANといったものは、「防衛の用に供する通信網の構成」には含まれない。

イ 「防衛の用に供する通信の方法」

有線・無線を問わず自衛隊が発受する防衛の用に供する通信の方法をいい、具体的には、部隊等の使用する周波数、通信の方式（電波の送り方等）等が挙げられる。

ウ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国が通信内容を傍受することが容易となり、自衛隊の作戦行動等の詳細が明らかになるおそれがあること、また、相手国が通信網を破壊することにより自衛隊の通信を妨害することが可能になることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(7) 別表第1号トについて

ア 「防衛の用に供する暗号」

(7) 内容

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「防衛の用に供する暗号」とは、自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号を意味する。具体的には、自衛隊の部隊等が作戦行動等の際に他の部隊等との通信内容を秘匿するために用いる暗号等が挙げられる。

(イ) 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した自衛隊の通信内容を解読し、自衛隊の作戦行動等の詳細を知ること、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項に

については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

イ 「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」

(7) 内容

防衛に関し収集した重要な情報を伝達する際に用いられる暗号を意味し、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。本法においては、「防衛に関し収集した重要な情報」に、防衛省以外の行政機関が収集した情報であって、防衛に資するものが含まれ得るところ、当該情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号は改正前自衛隊法別表第4の「防衛の用に供する暗号」に当たらないことを踏まえ、「その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」を追加的に規定することとしている。

(4) 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(8) 別表第1号チについて

ア 「武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物」

別表第1号ホの解説を参照。

イ 「仕様」

装備品等の構造（内部的な組立て及び材質）、形状又は強度をいう。具体的には、潜水艦のプロペラの材質又は形状、戦車等の装甲厚等が挙げられる。

ウ 「性能」

装備品等がその目的に従って使用された場合に発揮する特性や能力をいう。具体的には、誘導弾の対処目標性能、潜水艦の潜航可能深度等が挙げられる。

エ 「使用方法」

装備品等の物理的な操作方法のみならず、その装備品等の本来の目的にかかった最も有効適切な操作方法をいう。具体的には、機雷の敷設深度等が挙げられる。

オ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講じることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

研究開発段階にある装備品等についても、その仕様、性能又は使用方法が

漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等とあわせて本号の対象と含めることとしている。

(9) 別表第1号リについて

ア 「武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物」

別表第1号ホの解説を参照。

イ 「製作の方法」

装備品等又はそれらに用いられる部品、システム等を製作するために必要な知識又は技術をいう。具体的には、潜水艦の内殻構造等の設計や戦車の防弾鋼板等の製作の方法が挙げられる。

ウ 「検査の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等を検査するために必要な知識若しくは技術又は当該検査の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。具体的には、検査から得られるデータ等から性能や特性が明らかになる機雷、レーダー等の検査の方法が挙げられる。

エ 「修理の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等を修理するために必要な知識若しくは技術又は当該修理の結果として得られるデータをいう。具体的には、曳船式パッシブソナーや秘匿装置等の修理の方法が挙げられる。

オ 「試験の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等の試験を行うために必要な知識若しくは技術又は当該試験の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。具体的には、試験から得られるデータ等から周波数等の特性が明らかになるレーダー等の試験の方法が挙げられる。

カ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講じることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

研究開発段階にある装備品等についても、その製作、検査、修理又は試験の方法が漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等とあわせて本号の対象と含めることとしている。

(10) 別表第1号ヌについて

ア 「防衛の用に供する施設」

自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的

な目的としている施設（土地、建物及びその付属施設をいう。建物及びその付属施設の用途に従って当然に存在する若しくはその効用を増す器材等、例えば電気回線、通信回線若しくは警備システム等を含む。）をいい、具体的には、作戦行動の際に指揮所として使用される施設等が挙げられる。他方、自衛隊が所有している宿舍又は厚生施設等の施設は、「防衛の用に供する施設」には含まれない。

イ 「設計」

防衛の用に供する施設の構造（内部的な組立て及び材質）又は当該施設に求められている強度をいう。具体的には、特定の区画が基地内若しくは建築物の内部のどこに存在するか、又は電気回線、通信回線若しくは警備システムの構成や配置等が挙げられる。

ウ 「性能」

防衛の用に供する施設がその用途に従って使用された場合に実際に発揮される特性、強度又は能力（施設の設計目的が達成されているか）をいう。具体的には、シールド性能、抗たん性能等が挙げられる。

エ 「内部の用途」

防衛の用に供する施設の内部、例えば、ある区画（部屋）がいかなる目的で使用されているかをいう。

オ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、防衛の用に供する施設の防護能力等が明らかになることから、相手国が当該施設の弱点を踏まえた作戦を実施することが可能となり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別表第2号（外交に関する事項）

1 趣旨

本号は、外交に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

外交は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに良好な国際環境の整備を図る上で、また、調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図る上で重要な活動であり、広範多岐な活動が含まれるところ、国及び国民の安全の確保のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、本号では、主として我が国の安全保障等に関する事項に限定することとしている。

2 内容

(1) 別表第2号イについて

ア 「我が国の安全保障等に係る重要施策の方針」

我が国の安全保障等に係る外交交渉その他の国益に影響を与え得る重要な外交施策において我が国が確保すべき利益、構築すべき外国との関係等の達成すべき目標及びそれらを実現するための方策をいう。

具体的には、我が国の安全保障等について具体的な懸案事項を抱える外国との間で行う外交交渉に際して作成される対処方針、我が国の安全保障等にとって望ましい同盟国等との関係構築に向けた外交戦略等が挙げられる。

イ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

- ① 我が国の安全保障等に係る外交交渉等の手の内が明らかになるため、関係国が対抗措置や妨害措置を講じることが可能となり、我が国の利益の実現、望ましい外交関係の構築等が困難になる可能性がある
- ② 我が国と同盟国等との間の安全保障等に係る協力・連携の強化等の手の内が明らかになることにより、同盟国等との信頼関係が損なわれ、その後の安全保障等に係る協力・連携が困難になる可能性がある

ことから、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

なお、本号に該当する事項は、安全保障等に係る外交の手の内を含み得るため、特別秘密の対象となり得ると考えられるが、手の内に至らない安全保障等に係る外交方針については、外交に対する国民の理解を得る観点等から、国会における外務大臣の外交演説等において必要に応じて明らかにされている。

(2) 別表第2号ロについて

ア 「我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容」

我が国の安全保障等の実現のために外国の政府又は国際機関との間で行う交渉の内容をいい、具体的には、同盟国等との安全保障等に係る協力・連携についての交渉や、安全保障等について具体的な懸案事項を抱える外国との当該懸案事項の解決のための交渉の具体的内容等が挙げられる。

なお、本号は交渉過程を対象とするものであり、交渉の結果としての国際約束等の合意内容を対象とするものではない。

イ 「外国の政府」

第2条第3項第2号で解説したとおり、「外国」には未承認国家も含まれる。したがって、「外国の政府」には、未承認国家の政府も含まれるが、中央銀行等の外交権限を持たない機関は含まれない。

ウ 「国際機関」

一般に、特定の目的を達成するために、設立条約等国際約束に基づき設立され、一定の任務を遂行する組織体をいい、具体的には、国際連合、北大西洋条約機構等が挙げられる。

エ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

- ① 安全保障等に係る交渉過程の詳細が明らかになることにより、交渉相手国との信頼関係が損なわれ、率直な意見交換を行うことが困難になるなど、その後の当該交渉相手国との交渉に支障が生じる
- ② 交渉過程が第三国にも明らかになるため、今後行われる第三国との同種の交渉においても我が国が望ましい結果を得ることが困難になることとなり、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3) 別表第2号ハについて

ア 「外交に関し収集した重要な情報」

外交に関して情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「外交に関し収集した情報」には、外交を所掌する外務省が収集した情報、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち外交に関するもの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、外交に資することから外務省と共有されるに至ったものが含まれる。

イ 「外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報」

具体的には、我が国の安全保障等を実現する上で必要となる外国の軍事動向等に関する内部情報、同盟国等との安全保障協力のために共有している情報であって情報保護協定に基づき保護すべきもの等が挙げられる。

ウ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

- ① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる
- ② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる
- ③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、
 - ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
 - ・ 情報業務の間隙を衝かれることとなり、我が国の外交上適時に適切な対応をとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4) 別表第2号ニについて

ア 「情報の収集整理」

「外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ 「情報の収集整理の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいう。具体的には、我が国の安全保障に影響を及ぼす外国の軍事動向等に関する内部情報、画像情報等の情報源、情報入手の頻度等が挙げられる。「情報の収集整理の能力」には、外務省の情報の収集整理に関する能力の他に、外務省に安全保障等に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

ウ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

- ① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる
- ② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手す

ることが困難となる

③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

- ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
- ・ 情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国の外交上適時に適切な対応をとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(5) 別表第2号ホについて

ア 「外交の用に供する暗号」

(ア) 内容

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「外交の用に供する暗号」とは、外交に係る諸活動の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号を意味し、具体的には、外務省本省と在外公館との間で情報を伝達するために用いられる暗号等が挙げられる。

(イ) 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、安全保障等に係る外交を含む我が国の外交の手の内等の詳細を知ることが可能となり、また、他国との信頼関係が損なわれることから、我が国の安全保障等に係る外交を含む外交全般に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

イ 「ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」

(ア) 内容

外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号を意味し、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を外務省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

(イ) 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となり、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別表第3号（公共の安全と秩序の維持に関する事項）

1 趣旨

本号は、公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

公共の安全と秩序の維持を主な任務とする行政機関としては、警察庁、公安調査庁及び海上保安庁（以下「治安機関」という。）がある。治安機関の所掌事務は多岐に及ぶが、国及び国民の安全の確保のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、本号では、主として我が国におけるテロリズム防止等に関する事項に限定することとしている。

2 内容

(1) 別表第3号イについて

ア 「テロリズム等緊急事態に対処するための計画」

テロリズム等緊急事態への適切な対応を確保するため、治安機関がとるべき措置の手順等をまとめた計画をいい、具体的には、重大テロが発生した場合の治安機関における対応要領等が挙げられる。

なお、自衛隊の運用に関する計画が内外の諸情勢等に関する緻密な見積りに基づいて作成され、両者に一体性が認められるのに対して、本号の計画はテロ情勢等を踏まえて作成されるものの、テロ情勢等に関する見積りとの一体性が薄いため、テロ情勢等に関する情報がロ号により別途保護し得ることも踏まえ、本号には見積りを規定していない。

イ 「テロリズム等緊急事態に対処するための研究」

テロリズム等緊急事態への効率的かつ効果的な対応に資すること等を目的として行う研究をいい、具体的には、緊急事態発生時における諸外国の対応要領を踏まえた研究等が挙げられる。

ウ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、テロリズム等緊急事態に対処する治安機関の能力、態勢又は関心事項が明らかになることから、テロ組織等が治安機関の手の内を踏まえた効果的な攻撃を実施することが可能となり、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(2) 別表第3号ロについて

ア 「公共の安全と秩序の維持に関し収集した重要な情報」

公共の安全と秩序の維持に関して、情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理・分析した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「公共の安全と秩序の維持に関し収集した情報」には、治安機関が収集した情報、

内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち公共の安全と秩序の維持に関するもの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、公共の安全と秩序の維持に資することから治安機関と共有されるに至ったものが含まれる。

イ 「公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報」

治安機関は「公共の安全と秩序の維持」に関する事項について様々な情報収集活動を行っているが、それらによって得られる情報を全て特別秘密の対象とすることは適当でない。このため、本号においては、我が国及び日本国民の安全に影響を及ぼし得る「特定有害活動」に関する重要な情報のみを規定している。

具体的には、国内外の組織によるテロ活動、我が国に対する外国情報機関等の諜報活動等に関する内部情報、外国政府等からの提供情報等が挙げられる。

ウ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

- ① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる
- ② 情報の提供国等との信頼関係を損なうため、じ後必要な情報を入手することが困難となる
- ③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、
 - ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
 - ・ 情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、テロ活動等の特定有害活動を抑止するために適時に適切な対応をとることができず、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3) 別表第3号ハについて

ア 「情報の収集整理」

「公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる

資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ 「情報の収集整理の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいう。具体的には、国内外の組織によるテロ活動等に関する内部情報、画像情報等の情報源、情報入手の頻度等が挙げられる。「情報の収集整理の能力」には、治安機関の情報の収集整理に関する能力の他に、治安機関に公共の安全と秩序の維持に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

ウ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

- ① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる
- ② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる
- ③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

- ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
- ・ 情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、テロ活動等の特定有害活動を抑止するために適時に適切な対応をとることができず、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4) 別表第3号ニについて

ア 「公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号」

(7) 内容

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に係る諸活動の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号をいい、具体的には、治安機関がテロ等の緊急事態に対処する際に用いる暗号、治安機関において特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

(イ) 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、テロ等の緊急事態に対処する治安機関の活動等の詳細を知ることが可能と

なり、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となることから、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

イ 「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」

(7) 内容

「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号をいい、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を治安機関に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

(4) 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となり、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。